

平成 2 1 年 5 月 1 2 日
千葉県報第 1 2 4 0 5 号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成18年度分
〈監査テーマ〉
 - (1) 県税の賦課徴収事務について 1
 - (2) 健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務について 10

- 2 平成17年度分
〈監査テーマ〉

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行
及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行 13

- 3 平成16年度分
〈監査テーマ〉
 - (1) 千葉県立病院（病院事業）の財務事務の執行と経営管理について . . 44
 - (2) 千葉県土地開発公社の財務事務の執行について 49

- 4 平成13年度分
〈監査テーマ〉

千葉県道路公社の財務事務及び経営の管理について 50

- 5 平成11年度分
〈監査テーマ〉
 - (1) 土地改良事業（県営ほ場整備事業）関連の事務の執行について . . 51
 - (2) 千葉県立病院のうち佐原病院及び東金病院における経営管理の状況
について 54
 - (3) 社会部児童家庭課における補助金交付関連の事務の執行について . . 55

平成18年度包括外部監査
 県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
1	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税) ①申告書の精査検算手続について	法人二税の申告書の精査検算の事務処理については、県税事務処理に具体的に記載されているが、精査検算項目が漏れなく実施されたことを確認する手段として、事前にチェックリストを作成するなどの方法を講じることが望まれる。	現在、精査検算項目に漏れがないことを確認した後、当該申告書に確認者の押印を行っている。 今後とも事務処理に、漏れのないようチェックリスト項目の一覧表を作成し徹底していくこととする。
2	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税) ②休業中の法人に対する課税の取扱いについて	休業届けを提出した法人は、申告書を提出しないことが多く、課税の保留が実務慣行として行われているが、その取扱について、明確な規定がない。県としての方針を明確に規定していくことが望ましい。	休業中の法人についても申告義務が生じるため、その取扱については、平成19年4月1日施行の改正事務処理提要に、「休業中であることを理由として均等割額に係る月数を零等で計算している申告であっても、原則として適法な申告として取り扱うものとし、不申告法人調査、除却調査等に準じた調査を行い、法人の現況を把握後、更正の処分を行うこと」と明記し対処している。
3	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税) ③分割基準調査について	分割基準の実地調査がほとんど実施されていないので、実地調査を実施していくことが望まれる。ただし、法人によっては、実地調査の効率性の問題もあるため、実地調査にあわせて誤りの多い項目に対しては、ホームページ上でQ&A形式等で注意を促していくなどの工夫が必要である。 地域間における調査の均等化が実現可能な人員配置や調査体制を県全体で構築していくことが必要である。	資本金1億円以上の法人については、実地調査の際に、分割基準調査を併せて実施している。 また、分割基準の制度については、ホームページ上でQ&A形式により、わかりやすく掲載しているところである。 なお、人員の配置や調査体制については、県税事務全体の状況や効率性などを考慮し可能な限り対処している。
4	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税) ④外形標準課税調査について	ア. 実地調査後の対応について 実地調査の翌年度における資料の入手が不備である。 実地調査で指摘した事項に対するフォローを行っていく体制が整備されていない。実地調査後の法人に対して、指摘事項が次年度の申告書に反映されているかどうかを確認していくための体制整備を図っていくべきである。	実地調査以後の基礎資料については、法人に依頼し、資料を入手している。 調査結果は法人ごとに整理したうえで、翌年度以降の申告内容と比較し、指摘事項が反映されていないと判断される場合は、再度法人と連絡を取り、修正申告の指導や更正により処理している。

平成18年度包括外部監査
 県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
5	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税) ④ 外形標準課税調査について	イ. 申告書のチェック体制について 申告書と申告時の添付書類との整合性について、書類の入手が不十分なので、検証するための情報が不足し、形式的なチェックとなっている。この整合性について検討を行い、どのような体制(組織)で申告書と基礎資料の比較検討を行っていくべきかを考えていく必要がある。 また、県税事務処理提要に申告書と基礎資料の比較検討の方法について具体的に定めていくべきである。	申告書と決算書等の基礎資料については、検証を行っている。 また、19年3月に事務処理提要の一部改正を行い、申告書の検討(審査)事項を詳細に示し、申告書と添付書類との整合を図っている。
6	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税) ④ 外形標準課税調査について	ウ. 準備調査表の作成状況について 準備調査表の作成については、17年度は不備であったが、18年度においては、適切に作成されていた。今後も効率的、効果的な実地調査を行うための準備調査表の充実を図っていくことが望まれる。	実地調査の実効性を高めるため、調査結果を積み重ねることなどにより、準備調査書の一層の充実を図っている。
7	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税) ④ 外形標準課税調査について	エ. 実地調査結果等のデータベース化について 調査過程の指摘事項等について、情報の電子化が図れていない。実地調査結果を電子化・データベース化していき、情報の閲覧・検索を容易に実施できるようにしていくことが望まれる。	平成19年4月からデータベース化し、実地調査結果の情報を集積しているところである。
8	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税) ④ 外形標準課税調査について	オ. 今後の調査方針について 実施調査が一巡するまでの方針・組織体制については、県全体として、調査組織を更に集中化していくことも有効な手段であり、平成18年2月からの5ブロック体制を廃止し、調査組織の一元化を図っていくことが考えられる。 また、実地調査一巡後は、事前依頼資料の充実や実地調査結果についてのデータベース化を図っていくことが望まれる。 なお、外形調査の特殊性、専門性を踏まえた組織体制を検討していくことが望まれる。	外形標準課税調査担当については、平成19年4月より中央県税事務所に集約化した。また、事前依頼資料の見直しを行ったほか、実地調査結果のデータベース化を図り情報を集積しているところである。 外形標準課税に係る法人調査の方法と併せて、法人課税業務全体を見据え、引き続き組織体制を検討していく。

平成18年度包括外部監査
 県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
9	1. 法人二税 （法人県民税及び法人事業税） ⑤職員配置について	県税事務所として本来的に求められている業務が遂行可能な職員配置方針を改めて検討していくことや、現状の組織体制自体に対しても検討を行っていく必要がある。	職員の配置や組織体制のあり方については、常に県税業務全体を見渡して可能な限り対処しているところである。
10	2. 個人県民税 （均等割・所得割） ①多額な収入未済額と徴収率について	（自主納税の推進） 自主納税を促すPRを行うなど住民の納税意識を高揚させる活動が必要である。 また、コンビニエンスストアにおける納税の有効性が高い場合には他の市町村にも検討するよう提案することや、さらにクレジットカードの利用やeL.TAXIによる納税を検討することが望ましい。	個人県民税については、懸垂幕の県出先機関や市町村の庁舎への掲出や、横断幕の県内歩道橋29箇所への掲出、また、公用車に啓発用マグネットシートを貼付けて走行するなど、県民への広報を実施している。 また、国より「地方税の徴収対策の一層の推進について（通知）」（平成19年3月27日付け総務省第54号総務省自治税務局長発）により、コンビニエンスストアの活用、クレジットカードカード納付の導入の検討、eL.TAXIの市町村の参加拡大等が通知されたところであり、県においても、市町村に対し適切に対処するよう通知したところである。
11	2. 個人県民税 （均等割・所得割） ①多額な収入未済額と徴収率について	（有効な滞納整理の促進） 特に徴収率の低い市町村に対して、必要な支援を積極的に行っていくことや、他の都道府県で効果的だった情報の積極的な取り入れも検討する必要がある。	滞納額の縮減及び徴収率の向上を図るため、県と市町村が一体となって滞納処分を推進する組織として、平成19年4月に「千葉県滞納整理推進機構」を設置した。 また、他県の情報は随時参考にしていく。
12	2. 個人県民税 （均等割・所得割） ②千葉市における滞納繰越額の修正について	県民税の徴収が有効に実施されているかどうか、また、有効に実施されるようにする方策を検討することが望ましい。	千葉市の責任と権限において処理された問題であるが、千葉市と協議し個人県民税の清算事務を通し、決議書等により滞納繰越額が適正かどうか確認を行っている。 また、市町村から提出される徴収実績等により分析を行うとともに、必要に応じて市町村に状況を確認している。

平成18年度包括外部監査
 県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
13	3. 個人事業税 ② 認定基準について	認定基準について 個人事業税は、課税される業種が限定されているため、判定に担当者の判断が介入する。そのため、担当者ごと県税事務所ごとに、異なる判定がされた場合は税負担の公平性が害される。ついで、課税対象事業の業種判定結果のチェック機能を構築し、共通した判定基準の作成を検討する必要がある。 (判定結果のチェック機能) チェック者を規定し、チェック者の責任を明確にする必要がある。また、税務課と県税事務所間のレビューを行うことも牽制機能として有効である。 (共通した判定基準) 特殊事例があった場合には、それらをデータベース化し共有することや、最低限必要な作業内容についての業務マニュアル等を作成することが有効である。	新たに課税することとなる事業者の業種判定に当たっては、事務処理要件の認定基準に基づき、書面による担当者の調査結果を班長が必ず確認(チェック)することとした。なお、税務課においても、税務事務診断でその状況を確認しているところである。 業種判定に苦慮した事例、新規の特殊事例などについて、共通した判定基準として過去の事例の一覧を19年度からデータベース化した。 マニュアルについては、事務処理要件により対応しており、毎年度必要に応じた見直しを行っている。
14	3. 個人事業税 ③ 未賦課者一覧のつづしこみに ついて	未賦課者一覧のつづしこみ作業について、事務所によっては、税額を計算した担当者がチェックしている場合がある。 計算ミスを少なくするためにも、税額を計算した担当者以外のチェック者が必要であり、責任を明確にするためにもチェック責任者を規定することが望ましい。	チェック体制については、事務分掌において補助者を定め遺漏のないよう努めている。
15	3. 個人事業税 ④ 不申告者への対応について	個人で事業を行っている者は、所得の申告が必要であるが、所得税又は住民税の申告を行ったものは申告がなされた者としてみなされるため、個人事業税の申告がされた実績はない。しかし、所得税の申告義務が無くても、事業税の申告義務が発生するケースがある。 積極的にPRを行い、自主的な申告を促すべきである。その他、国税、市町村との連携を強化し、有用な情報を交換することもある。	個人事業税の納税義務者は、基本的には所得税及び住民税の納税義務者であり、現行の申告制度に係る広報等で不申告者への対応は図れていると考えている。 個人事業税の申告を含めた制度については、国・市町村と連携を図り、所得税・住民税との三税共同の申告相談会等において広報活動を行い、自主申告を促しているところである。

平成18年度包括外部監査
県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
16	4. 不動産取得税 ③ 不動産取得税についての「お知らせ」について	お知らせは、行政処分の前段階の行為となり、公文書に準じるものである。發送前に内部承認を実施することが望まれる。また、お知らせの發送自体をやめ、そのタイミングで納税通知書を發送し、納期限を伸ばせば、後日督促状等が發送されることを考慮すると、徴収率を落とすことなど業務の効率化が出来るのではないかと考える。	不動産取得税の事前の「お知らせ」は、決裁を経たうえで發送することとした。 また、県税の賦課処分の通知は、通常、月の初旬に発生し、月末を納期限としている。仮に納期限を2か月後とした場合、納期限の失念など、徴収率の低下が懸念される。
17	5. 軽油引取税 ② 軽油流通情報管理システムの活用方法について	当該システムにより作成される「納入地別納入数量不一致リスト」をより活用するため、研修機会を増やし、担当者の能力をより一層高めていくことが望まれる。	当該リストについては、従前よりその活用方法等について研修を実施しており、随時、新たに配属された担当者等に対し個別にレクチャーを行うなど、その活用頻度の向上に努めている。
18	5. 軽油引取税 ③ 免税証交付時の審査について	免税証使用者に対しては、交付時の審査を簡略化する一方で、事後的なチェック体制を強化し、実地調査の頻度を高める等、免税証交付後における免税証軽油使用者に対する監視体制を充実させることが望まれる。	平成19年4月から、免税証交付事務に係る交付量の算定基準及び算定様式を簡素化し、事務量の軽減を図ることによって、交付後、大口免税証軽油使用者等に対する実地調査を毎年実施するよう努めている。
19	5. 軽油引取税 ⑤ 不正軽油への対応について	不正軽油は脱税問題のみならず、硫酸ピッチ等の不法投棄等、極めて深刻な社会問題となっており、今後も引続き関係各課との情報交換や相互協力を行いながら、不正軽油撲滅への取り組みを一層強化していくことが望まれる。	不正軽油を始めとした軽油引取税の脱税事案に関して、より悪質な者について延べ21件(平成15年度以降)の刑事告発、通告処分を行っており、この成果は全国随一である。 また、官民一体となつて組織する「不正軽油防止対策協議会」、関係各課により構成する「不正軽油の防止のための庁内連絡会議」を設置し、不正軽油撲滅のため、他の機関と連携した様々な取り組みを実施しており、今後も強力で推進していく。

平成18年度包括外部監査
県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
20	5. 軽油引取税 ⑥軽油引取税に係る抜取調査の実施について	各県事務所で抜取調査を100%実施できなかった場合には、税務課への定例報告「定例調査等実施状況報告書」にその理由を記載することが望まれる。 また、抜取調査は今後も積極的に実施していくことが望まれる。	「定例調査等実施状況報告書」は、各県税事務所において策定した抜取計画に照らし、その実施状況を報告するものであることから、その達成状況についても適宜検証することとした。 また、抜取調査については、その重要性を認識しており、今後も積極的に努めていきたい。
21	5. 軽油引取税 ⑦不正軽油調査の嫌疑案件に対するフォロワーの実施について	不正軽油の嫌疑案件について、遅滞なく調査のプロローを実施し、早期に終了事案とするよう努めるべきである。	不正軽油の嫌疑案件について、継続的な調査を実施し課税処分を行っている。 18年度27件、約7億3千万円 19年度32件、約2億2千万円 なお、平成20年度に繰り越した事案については、引き続き適正な処分を行うべく調査を継続している。
22	6. 自動車税 ①コンビニエンスストアでの納付のPR及び納付機会の拡大について	コンビニエンスストアでの納付ができることを積極的にPRしていくことが重要である。 なお、より確実な納期内納付の実現のために、車検時徴収制度の導入も考えられるが、新たな制度ということで新しい利害関係も生じるので、県単独ではなく、国及び関係業界と積極的な協議を行うことが必要となる。	自動車税の納税通知書に同封する「自動車税のしおり」の中で、納税場所としてコンビニエンスストアの周知を行っている。（平成20年度納期内納付の内コンビニエンスストア取納分は38%） なお、車検時徴収については、国に対し関東甲信越地区税務主管課長会議を通じて、これまで3回にわたって要望を行ったところである。
23	6. 自動車税 ③課税免除対象者の次年度以降のフォロワーについて	自動車税の課税免除に該当しなくなった場合、現況照会を文書による回答を実施しているが、減免に該当しなくなった場合にもかかわらず、現況に変更なしと回答される場合がある。 現地調査を行う等、実態のとおり正しく申請されていることを確かめることが重要であり、また、自動車税・現況照会回答書については、可能な限りすべて回収するよう努める必要がある。	自動車税の課税免除対象者については、文書による現況照会等により実態の把握に努め、減免継続の適否を判断している。 回答がなかった者には催告文書を発付しており、今後は、なお回答がなかった者を含め減免継続が適当と判断できない者に対し、納税通知書発付前に減免継続をしない旨の通知を発付することとしている。 返戻分についても、住所調査など必要な調査を行い、減免継続の適否を判断し、取消しなどの処理を行った。 なお、現地調査については、必要に応じて実施していきたい。

平成18年度包括外部監査
 県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
24	7. 税トータルシステム ②独立の総括的セキュリティ管理者について	県業務全体の総括的セキュリティ管理者を任命するとともに、当該管理者の責務を明確化し、実行すべきである。	県税事務所等が保有する個人情報情報の適正な管理に資するため、「県税事務における個人情報情報の適正な管理のための措置指針」を制定し、平成18年4月1日付けで施行したところであるが、個人情報の管理体制をより明確にするため、平成19年3月27日付けで措置指針の一部を改正し、総務部税務課長を情報管理統括者に、県税事務所長及び自動車税事務所長を情報管理責任者に位置付けたところである。
25	7. 税トータルシステム ④税トータルシステム上の権限の見直しについて	上級管理職に与える権限は、必要最小限のものにとどめるべきである。また、県として組織的に内部牽制を機能させるに十分な標準的な権限設定を規定する一方、各県税事務所での人員配置及び業務量を考慮した上で、実際の権限設定を行うべきである。	平成19年4月から、以下の点につき、取扱いの徹底を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・更新業務を行わない管理職については、原則、更新権限を与えない。 ・各県税事務所において、職員一人ひとりの事務分掌を確認させた上で、各職員の権限を報告させる。 総務部税務課においては、各県税事務所から提出のあつた各職員の権限報告につき、それぞれの事務所の組織体制、人員配置及び業務量を勘案し、また、個々の業務当たりの担当者数の多寡を併せて考慮の上、設定の妥当性を判断し、実際の権限設定を行う。
26	7. 税トータルシステム ⑤本番環境への移行について	常駐SEを開発要員と運用要員に明確に区分して配置することともに、本番環境と開発環境で別途のアクセス制限を設けることが望まれる。	開発と運用の担当を明確に区分したうえで、それぞれの業務内容を「作業項目一覧」として具体的に例示し、さらに作業結果を書面により報告を受け、内容を確認している。併せて、本番環境と開発環境で別のIDを設け、相互のアクセス制限を実施することで本番環境のデータ、プログラムの資源の保護を図っている。

平成18年度包括外部監査
県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
27	7. 税トータルシステム ⑥ システム開発の標準的な手続について	現状のシステム開発手順を分析し、標準的な手続を作成することが望まれる。	システム担当課から、平成20年4月にシステム導入から運用保守に関する基本的な考え方である「情報システムライフサイクルガイドライン」が示されたことから、このガイドラインに示された開発方法に基づき実施している。
28	7. 税トータルシステム ⑨ 業務委託契約について	自動車税納税通知書印字業務について、従来、随意契約としていたことについて合理的な説明が必要と思われる。その結果を踏まえ、随意契約とする場合には、その理由を十分に吟味することが望まれる。	本委託業務については、200万通を超える大量の納税通知書を短時間で正確に印字するという特殊性を考慮し、17年度までは実績があり信頼のおける業者と随意契約を行ってきた。 今後は、他の随意契約の場合においても、必ず最新の動向などを詳細に収集・確認のうえ検討をすること、随意契約の理由を十分吟味していくこととする。
29	7. 税トータルシステム ⑨ 業務委託契約について	県税収納消込業務について、随意契約とする合理的な理由がある場合でも、単価について仕様の工夫をするなどにより一層の削減を図ることが望まれる。	単価については、積算基礎となるデータ項目数を確認し、過去実績件数をふまえ市販の積算資料を参考に算出しており、 今後も市場の動向を把握することで、適正な単価を算出することとしたい。
30	8. 滞納処分 ① 督促状の発送について	現在行われている自動車税及び不動産取得税に係る督促状の発付時期については、条例に特例期間を定めて運用すべきものであり、早期に条例改正をする必要がある。	督促状を発する期間について、平成19年2月議会において条例改正を行った。 ・自動車税・ゴルフ場利用税 2ヶ月以内 ・その他の税目 1ヶ月以内 平成19年3月16日 改正条例公布 平成19年4月1日 施行

平成18年度包括外部監査
 県税の賦課徴収事務について

[総務部税務課]

NO	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
31	8. 滞納処分 ②新たな滞納整理の取組について	ア. インターネット公売の実施 インターネット公売の更なる活用が望まれる。	インターネット公売を、18年度4回から19年度以降8回(最大値)に回数を増やし換価の促進を図ることとした。
32	8. 滞納処分 ②新たな滞納整理の取組について	イ. 自動車税の差押 タイヤロックス等は、滞納の一掃を図り税負担の公平性を確保するための新しい取組であり、積極的な活用が望まれる。	平成19年4月2日付け総務部長通達の中で、自動車税の滞納額縮減策として、自動車登録差押、公売を前提とした占有、保管命令(タイヤロックス)、捜索の実施を通知したところである。なお、平成19年5月、及び平成20年10月に県内でタイヤロックス機による差押を実施した。今後、更に積極的に活用し、滞納額の縮減を図っていく。
33	8. 滞納処分 ③特別滞納整理班の設置体制について	特別滞納整理を行う要員を一箇所に集中することにより、分業体制を徹底して、より効率的・効果的・組織的な滞納整理を行うことも視野に入れる必要がある。	高額滞納整理については、平成20年度に総務部税務課内に高額滞納整理班及び特別徴収対策室を設置し、徴収体制の強化を図ったところである。
34	8. 滞納処分 ④不納欠損について	高額少額を問わず、財産調査・差押等を早期に着手して回収を図るとともに、回収できないものについては早期に見極めて滞納処分の停止を行い滞納繰越の縮減を図ることが必要になる。そのためにも、個人県民税における市町村との滞納整理の協力関係を強化するとともに、自動車の差押えやインターネット公売の拡大等の新しい取組みをさらに積極的に推進することが望まれる。	個人県民税については、県と市町村が一体となって滞納処分を推進する組織として、平成19年4月に「千葉県滞納整理推進機構」を設置した。 また、自動車税等については、インターネット公売の拡大やタイヤロックスの活用を図ることとした。 これにより、早期着手・早期処分、及び早期見極めのために、時効消滅の縮減を図っていくこととした。

平成18年度包括外部監査
健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務について

[健康福祉部高齢者福祉課]

NO	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
1	1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金 (5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ① 審査時のマニュアルについて	マニュアルを作成してチェック項目を明確化する必要がある。	各施設に配布する記載要領をもとに審査していたところであるが、今後は事務担当者がかかわっても審査できるよう、また、何をどこまで審査したか作業結果を残せるようチェックリストの形で審査マニュアルを作成した。
2	1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金 (5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ② 不正受給について (審査体制の強化)	マニュアルを作成してチェック項目を明確化する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の際には、必要に応じて追加的な提出資料を求め、施設の状況を一層把握するように努めている。 ・ 実地調査では、給与関係資料の確認や担当者との面談を行い、また、不正受給の発見を目的とした実質的な審査項目として、新たに全職員分の給与台帳、源泉徴収票タイムカード等のチェックを加えて調査している。
3	1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金 (5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ② 不正受給について (監査体制の強化)	不正受給の発見を目的とした監査項目を加えるなど、監査部門との連携の強化の検討が必要である。また、必要に応じて主務課において実地調査を実施することが必要と思われる。	補助金を交付した全法人に対して3年に1回主務課において実地調査を行うこととした。また監査部門に対して、随時情報を提供し連携強化を行うこととした。
4	1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金 (5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ③ 補助金の意義について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の支給によりどの程度施設における職員と入所者の処遇が改善されているか検討する必要がある。 ・ 補助金の必要性を検討することが望まれる。 ・ 補助金を支給した施設に対して更なる自助努力を促すことが望まれる。 	補助金の必要性・効果を検討した結果、補助金の支給により、管轄する社会福祉法人の経営する軽費老人ホーム・養護老人ホーム71施設中58施設、計85人が国基準を上回り配置されており、入所者処遇の向上、また施設職員の業務軽減等の効果が確認された。 また、補助金支給施設に対しては、職員及び入所者処遇向上に向けての更なる自助努力を行うよう指導している。
5	2. 軽費老人ホーム事務費補助金 (3) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ① 補助金の支払いに当たっての審査について	文書の収受時にその事実を示すために押印することが必要である。	4月に実績報告、5月に交付申請を受けたところであるが、文書収受時に受付印を押印したところである。

平成18年度包括外部監査
健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務について

[健康福祉部高齢者福祉課]

NO	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
6	2. 軽費老人ホーム事務費補助金 (3) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ①補助金の支払いに当たっての審査について	・審査を行うためのマニュアルを整備すべきである。 ・マニュアルの整備に際しては、審査担当者や上位者の作業結果の証跡を残せるよう、チェックリスト等の作成が必要である。	各施設に配布する記載要領をもとに審査していたところであるが、今後は事務担当者が代わっても審査できるよう、また、何をどこまで審査したか、作業結果を残せるようチェックリストの形で審査マニュアルを作成した。
7	2. 軽費老人ホーム事務費補助金 (3) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ②管理費特別加算の交付について	評価を実施するにあたり、評価基準を明確にするとともに、補助金本来の目的に沿うように交付先の決定がなされるような仕組みづくりを構築することが望ましい。	評価を実施するにあたり、評価基準を明確にした。また、施設が申請してきた処遇内容について、詳細かつ具体的に記載した書類を提出させ、内容を証明させることとした。
8	2. 軽費老人ホーム事務費補助金 (3) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ③定期監査と補助金の実質審査のための連携について	不正受給の発見を目的とした監査項目を加えるなど、監査部門との連携の強化の検討が必要である。	補助金を交付した全法人に対して3年に1回主務課において実地調査を行うこととした。また、監査部門に対して随時情報を提供し、連携強化を行うこととした。
9	3. 特別養護老人ホーム建設事業補助金 (2) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ①補助金交付の審査体制における交付申請書のチェック項目の明確化について	人事異動により担当者が交代しても、常に交付申請書に対する審査水準が一定に保たれることが必要になる。したがって、交付申請書及びその添付書類に係るチェックリストを作成することが必要である。	交付申請書に対する審査水準を一定に保ち、チェック項目を明確にするため、チェックリストを作成した。

平成18年度包括外部監査
健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務について

[健康福祉部高齢者福祉課]

NO	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
10	3. 特別養護老人ホーム建設事業補助金 (2) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ③ 老人福祉施設の整備計画と法人設立並びに施設設置の認可のあり方について	整備率の低い地域に、施設の設置が促進されるような施策が望まれる。そのためには、整備率の低い市町村に施設の設置を計画する社会福祉法人が多くなるような取組みが必要である。	平成19年度施設整備にあたっては、千葉県高齢者保健福祉計画で定めた圏域ごとの平成20年度の整備目標数を基本として整備率の低い圏域を優先的に整備することとしたいが、県全体の整備目標を達成するため、整備率の高い圏域からの整備要望にも応じている。 特に整備率の低い東葛南部圏域で整備要望業者が出ない理由としては、 ① 敷地の確保が困難であること。 ② 看護師、介護職員等の採用が困難な状況であり、開所後の職員の採用に不安があること。等が考えられる。 なお、市町村で整備を進める地域密着型特別養護老人ホームについても、整備率の低い圏域での整備が進んでいない状況である。 よって、平成20年度施設整備にあたっては、整備率の低い圏域の市町村と個別に協議を行う。
11	4. 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 (5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ① 審査時のマニュアルについて	補助金の交付事務を正確かつ効率的に執行するために、審査のマニュアルを作成してチェック項目を明確にすべきである。	現在、当該補助金は廃止されているが、同様の補助事業にあたって対応できるよう、審査マニュアルを作成してチェック項目を明確にした。
12	4. 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 (5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ② 補助金の必要性について	補助金制度から交付金制度への移行の中で、グループホームを整備する社会福祉法人への影響を考慮し、移行措置として県が平成17年度にグループホームの整備費用の一部を負担した意義は認められるが、負担を継続すべきものとは言えないと考えられ、今後とも引き続き負担を行う必要がない。	当該補助金は、補助金制度から市町村交付金に移行したため、県では法人への影響を考慮し、平成17年度のみ措置としてその差額を補助したところである。 平成18年度から認知症高齢者グループホームは地域密着型サービスとなったことから、今後県で補助する考えはない。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体のその他の事務の執行
 [生涯大学校（京葉学園・外房学園）]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ①委託契約について	III 監査の結果及び意見1. 各施設共通事項 (5) 一般競争入札について参照。 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約により長期にわたる指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。	平成18年度から管理運営業務を指定管理者に委託することとなり、指定管理者における判断基準により適正に対応することとなった。
2	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ②契約保証金の免除について	物品等入札参加業者登録者名簿には、過去2年間における契約の実績が記載されていないため、契約保証金免除となるかどうかは判断できな。明確な根拠となる資料を用いた上で免除可能かどうかの判断を行うべきである。	平成18年度から管理運営業務を指定管理者に委託することとなり、指定管理者において当該取扱はなくなつた。
3	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ③指名業者の選定方法について	古い物品等入札参加業者登録者名簿の情報を用いて業者を選定した場合、現在においては指名業者としての適格性を持たない業者を指名してしまうおそれがある。指名業者は、最新の企業情報に基づいて選定すべきである。	平成18年度から管理運営業務を指定管理者に委託することとなり、当該取扱については、指定管理者において適正に対処することとなった。
4	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ④備品出納簿の整備について	備品出納簿は、一定時点における備品の保有状況や現物の実在性を確認する上で重要な役割を果たすものである。このような趣旨を十分に理解し、施設別の備品出納簿を作成するとともに、備品の異動に関する事実をもれなく備品出納簿に記載すべきである。	平成17年度中に全ての物品を確認して新たに備品出納簿を作成した。 平成18年度から管理運営業務を指定管理者に委託することとなり、当該取扱については、指定管理者に適正な対応を指導した。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体のその他の事務の執行

[生涯大学校（京葉学園・外房学園）]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
5	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ⑤ 備品管理について	備品シールは、備品出納簿と現物を照合して物品の同一性を確認する上で重要な役割を果たすものである。このような趣旨を十分に理解し、財務規則第202条に基づき現物に備品シールを漏れなく貼付すべきである。	平成17年度中に物品を確認して漏れなく備品シールを貼付した。 平成18年度から管理運営業務を指定管理者に委託することとなり、当該取扱については、指定管理者に適切な対応を指導した。
6	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ⑥ 寄贈品について	財務規則第212条第2号に基づき、寄贈品についてもその評価額で帳簿へ記載を行うべきである。財務規則第187条に基づき、寄附申込書を徴し、知事の承認又は知事への報告をすべきである。	平成18年度から管理運営を指定管理者に委託することとなり、従前の寄贈品について、指定管理者に帳簿の作成を指示した。 また、今後の寄贈品については、指定管理者に適切な対応を指導した。
7	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ⑦ 切手について	切手は金銭同等物であり換金価値も高いため、財務規則203条及び207条に基づき出納簿を作成し、毎月一回現物確認を行うべきである。なお、平成17年度は改善されていた。	平成17年度に改善済。
8	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ⑧ 調整手当について	千葉県の職員の給与に関する条例に基づいた調整手当の支給を行うべきである。また、このような状況が発生した原因として、県の条例の改正が適時に財団の内規に反映されていない点があげられる。今後は、県の条例に改正があった場合、即座にその改正に基づいた内規の改定が実施できるような体制を構築すべきである。	誤って支払われた調整手当は、平成17年度中に返還されている。
9	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (6) 監査の結果 ⑨ 通帳について	今後、口座名義人たる学園長が異動になった場合は、不測の事態に備えるためにも適切な時期に変更手続を行うべきである。	通帳の口座名義については、平成17年度に適正な学園長名に変更済である。
10	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (7) 監査の結果に添えて提出する意見 ① 行政コスト計算書について	差引行政コストは減少傾向にあるものの、行政コスト計算上は、「(7)⑦財団の退職給与引当金について」に記載されている退職給与引当金計上不足額や将来発生するであろう施設の改修費用は含まれていない。今後、改修費用等の支出を十分考慮した維持管理計画を策定していく必要があるものと考ええる。	生涯大学校の管理運営は財団経営から切り離し、指定管理者制度に移行し、人件費のコスト削減を図った。 また、例年、改修費用を予算編成時に把握して予算要望している。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体のその他の事務の執行

[生涯大学校（京葉学園・外房学園）]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
11	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (7) 監査の結果に添えて提出する意見 ② 指定管理者制度について	<p>全学園を同一カリキュラムで運営することよりも、都市部及び農村部の特性を踏まえ、学園ごとに趣向を凝らした学習カリキュラムを展開することが事業目的に合致し、かつ有益であると思われる。今後は、指定管理者制度の導入に当たって、学園又は地域ごとに指定管理者を決定することも十分検討の余地はありと考える。</p> <p>また、学園ごとの収支を把握し、指定管理料の算定手続に反映させることで、より詳細な算定が可能になり、コスト削減になる効能性もあると考える。さらには、学園ごとに指定管理者制度導入の効果測定単位とすることで、今後の指定管理料の見直しや他施設への導入の参考にもなりうると考える。</p>	<p>大学校の事務局を1箇所を集約し、5学園を総轄する方が人的、経費的にも効率的な運営を図ることができ、また、どこで学んでも質的に均等なカリキュラムを提供することが期待できることと判断したため、指定管理者を5学園一括にした。</p> <p>なお、学園ごとの収支については、指定管理者から参考として把握することとした。</p>
11	11 千葉県生涯大学校 （京葉学園・外房学園） (7) 監査の結果に添えて提出する意見 ④ 入学者数及び定員について	<p>県として今後も生涯大学校事業を継続するのであれば、入学者数の増加に努める必要がある。たとえ以下のような方策を検討することが望まれる。</p> <p>魅力ある学習カリキュラムの展開 生涯大学校の目的は地域活動での貢献であり、都市部及び農村部の特性を踏まえた学園ごとに趣向を凝らした学習カリキュラムを展開することが事業目的に合致し、かつ有益であると思われる。</p> <p>特に、通信課程は民間事業者が実施する通信講座と競合する部分もあるため、生涯大学校としての独自性を加味したカリキュラムが望まれる。</p> <p>また、現在は実施されていないアンケートを実施し、学習カリキュラムに反映させることが望まれる。</p> <p>イ 県民への周知活動の徹底</p> <p>ウ 現在は実施されていないオープンキャンパスの実施その他の方法で生涯大学校の周知を図ることが望まれる。</p> <p>定員の見直し 倍率の高い学園及び学科については、定員の増加を図り、一方で倍率の低い学園及び学科については、減少、統合もしくは廃止を検討すること、メリハリのある学園運営が可能となると考える。</p>	<p>学習内容については、学生ニーズに添ってIT関係や健康に関わる講座等を取り入れるなど望まれる学習内容を設定した。</p> <p>今後、県民の意見を聞いて魅力ある学習内容となるよう検討していく。</p> <p>・ 県民への周知については、学生募集の時期に新聞、県及び市町村の広報紙、関係団体へのチラシ配布等により県民への周知活動を行った。今後もその他の有効な周知方法を検討していく。</p> <p>・ 定員の見直しについて、陶芸専攻科では平成18年度に京葉学園及び東葛飾学園の定員増を図り、東総学園、外房学園及び南房学園に同科を新設した。</p> <p>一方、定員に満たない学科については、今後、県民の意見を聞いて学科の統合や変更等を検討していく。</p>
12			

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体のその他の事務の執行
 [生涯大学校（京葉学園・外房学園）]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
13	11 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園） (7) 監査の結果に添えて提出する意見 ⑥生涯大学校を管理運営する財団について	次の理由から当該施設自体のあり方について見直すことが望まれる。 ア 財団の類似施設が民間により運営されており、社会情勢の変化により、施設設置目的を達成したと考えられること。 イ 県からの補助金がなければ収支が赤字であり、自主・自立運営が困難であること。 ウ 県として多額の補助金等を投入してまで事業を継続する意義は乏しいと考えられること。 エ 利用者数の減少等により、営業資金による多額の借入金返済は困難であること。 オ 老朽化が著しいため、事業を継続する場合は大規模修繕が必要になるが、自主的な資金手当てが困難であること。 ア 具体的には次の方策が考えられる。 ア 地元市町村へ移譲し、施設自体は市町村で保有、管理運営する。 イ 公募等により民間へ売却する。 ウ 施設自体を廃止し、速やかに撤去する。この場合、その後の転用方法も十分視野に入れる必要がある。 以上の方策を実施した後は、財団として県事業を補完する目的は終了することになり、財団の解散も視野に入れることが望まれる。	平成17年度まで千葉県生涯大学校を管理運営してきた（財）千葉県福祉ふれあい財団は、平成18年2月17日に千葉県知事により解散が許可され、同年9月30日をもって解散したところである。
14	11 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園） (7) 監査の結果に添えて提出する意見 ⑦財団の退職給与引当金について	将来の退職給与の支払に備えて、期末要支給額の100%を退職給与引当金として計上し、かつ、支払原資としての退職給与引当金を同額積み立てることが望まれる。	平成17年度まで千葉県生涯大学校を管理運営してきた（財）千葉県福祉ふれあい財団は、平成18年2月17日に千葉県知事により解散が許可され、同年9月30日をもって解散したところである。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[中央図書館]

	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
1	2 千葉県立図書館 (5)監査の結果 ①委託契約について	III 監査の結果及び意見1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。(監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特長により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札率が高止まりしているものがあるなど考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。)	契約業者の選定に当たっては、発注内容、業者数の多寡、入札に要する期間、入札に要する経費など精査し、入札方法(一般競争入札・指名競争入札)を決定していく。なお、指名競争入札の場合においても、競争原理を高めるため指名業者を固定しないよう十分配慮することとした。 平成18年度及び19年度は、指名業者が固定されないように配慮した。平成20年度は一般競争入札により執行した。
2	2 千葉県立図書館 (5)監査の結果 ②委託内容の確認について	中央図書館では、県立3図書館や各市町村立図書館への資料運搬業務を運送業者に委託している。当該搬送業務については、受渡及び搬送業務における責任区分を明確にするためにも、契約に従い資料搬送業務日誌兼報告書に搬送業者による確認の証跡を残すべきである。	資料搬送業務日誌兼報告書を、搬送の都度、確認し、押印のない場合は業者にその場で押印してもらった。
3	2 千葉県立図書館 (5)監査の結果 ③随意契約適用条項の誤りについて	当該契約は、政府調達に関する協定の特定役務(電子計算機サービス及び関連のサービス)に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2項の規定により随意契約とすべきである。今後、契約手続に当たっては慎重に各条項を適用すべきである。	当該委託業務については平成16年度をもって終了しており、平成18年度においては政府調達に関する協定の特定役務に該当する契約は現時点でない(平成17年度は1件。地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2項の規定を適用済み)。 全ての契約について、予定価格と適用条項に十分注意を払って確認している。
4	2 千葉県立図書館 (5)監査の結果 ④備品の管理状況について	備品シールは、備品出納簿と現物を照合して物品の同一性を確認する上で重要な役割を果たすものである。このような趣旨を十分に理解し、財務規則第202条に基づき現物に備品シールを漏れなく貼付すべきである。	備品出納簿と現物を照合しながら、現物に備品シールを貼付している。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[中央図書館]

	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
5	2 千葉県立図書館 (5)監査の結果 ⑤重要物品台帳の記載内容について	物品の異動状況をその都度記載しなければ、その管理責任が不明確になってしまおうおそれがあるため、遅滞なく必要事項を明記すべきである。	平成12年3月に東部図書館からの保管換えにより取得したマイクロフィルム読取り複写装置一式について、異動欄への記載がなかったため、記載をした。
6	2 千葉県立図書館 (5)監査の結果 ⑥未使用物品について	使用していない物品を処分の検討をせずに放置しておく、売却機会の減少や処分コストの増加につながる。早期に不用決定を含めた効率的な処分方法を検討すべきである。	修理、保管換え等により活用できないと認められる物品については、不用決定を含めた処分を決定している。
7	2 千葉県立図書館 (5)監査の結果 ⑦延滞貸出蔵書について	延滞当初の電話督促による効果はある程度認められるが、長期延滞者に対するはがきによる督促については、効果が限定的であると考える。延滞図書が増加すると、それだけ他の利用者が蔵書を利用できない状況となるため、延滞図書の回収を効果的に行っていく必要がある。たとえば、長期にわたって延滞している利用者に対しては電話による督促を定期的に実施するなど督促方法を再検討し、その結果を内規等により明確にしていくべきである。	平成18年2月に「千葉県立中央図書館督促事務取扱要項」を制定し、電話及び郵便はがきによる督促を次のとおり定期的に実施している。 ① 図書の返却期限を2週間以上経過した利用者に対し、電話による督促をする。 ② 図書の返却期限を1カ月以上経過した利用者に対し、2回目の電話による督促をする。 ③ 上記の電話による督促にもかかわらず図書を返却しない利用者に対し、郵便はがきによる督促をする。 ④ ①～③の督促にもかかわらず図書を返却しない利用者に対しては、継続的に督促をする。
8	2 千葉県立図書館 (5)監査の結果 ⑧蔵書除籍基準の改定について	基準策定時と現在における蔵書の点検方法が相違しているため、現在の除籍基準は現状に則していないと考えられる。現在は、除籍の期間を長くすることにより対応しているが、現状に適合するよう除籍基準を改定すべきである。また、すべての蔵書の点検が一度に行われなかったため、所在の不明な状態から除籍が行われるまでの期間が長期化するおそれがある。このような状況を抑えるため、蔵書点検において不明となった蔵書については、次回優先的に調査を実施するなど、書籍の所在が不明な状態が長期化しないような処置を除籍基準に設けるべきである。	「千葉県立中央図書館資料除籍基準」を下記のとおり改正し、平成17年10月1日から適用している。 記 (旧) 除籍の基準 第3条 (中略) (4) 亡失 ア 資料点検の際、引き続き3年以上不明のもので、再発見不可能と認められたもの (新) 除籍の基準 第3条 (中略) (4) 亡失 ア 資料点検の際、引き続き6回以上不明のもので、再発見不可能と認められたもの

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[中央図書館]

事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
<p>9</p> <p>2 千葉県立図書館 (6)監査の結果に添えて提出する資料 ②施設の効率的運営について ウ図書館費の見直しについて</p>	<p>ウ 図書館費の見直しについて 近隣他県と比べ千葉県の図書館費は、平成17年度予算で438百万円と高水準にある。内訳をみると館舎の維持管理費の予算額136百万円が最も高く、次いで電算管理費114百万円、図書購入費91百万円という状況である。 図書購入費については、予算額が高いほど購入図書の受入が増えるため、図書館の本来の役割を考えると、予算額が高いほど望ましい。なお、千葉県立図書館の資料費は、全国の都道府県立図書館と比較して高い水準を維持しているが、県財政の状況を受けて近年は減少傾向にある。 電算管理費については、千葉県では県立3館で独自のシステムを構築し、各々でサーバーの管理を行っているため、管理費用が1館集中型のネットワークを構築している場合に比べ、高い水準にあると考えられる。なお、現在、千葉県においても1館集中管理型のネットワーク方式への移行が進められている状況である。 施設数や施設構造、嘱託職員の採用状況等の運営方針が異なるため、一概に千葉県の図書館費が高く、非効率であるとは言えないが、電算システムと同様、改善が可能な部分も存在するものと思われる。したがって、今後、図書館費の内容を精査していき、図書館費が高い水準にある原因を分析していくことが望まれる。一般的には施設の維持管理のための支出額が低いほど、効率的な管理が行われていると考えられるが、公共性や利便性を維持・向上させる上で発生が不可欠な支出も存在する。このため、図書館費の内容を分析・改善していくためには、まず、図書館サービスを維持・向上させていく上で必要とされる仕様を把握し、その仕様をもとに、より低コストでサービスを提供できる手段を選定していくことが望まれる。</p>	<p>県立3館に設置してある電算システムを平成19年2月に統合し機能の向上を図りつつ、中央図書館へ配置し集中管理型へ移行することにより、電算借上料を含む図書館費の節減を図った。</p>
<p>10</p> <p>2 千葉県立図書館 (6)監査の結果に添えて提出する意見 ④随意契約について</p>	<p>書誌情報作成業務については、各館ごとに単価交渉するとともに、実際は作業がなされていない録音図書マーク作成業務を見直し、コスト削減を図っていくことが望まれる。新刊全刊マーク作成業務について、固定金額ではなく、作業数量及び単価による積算を行うとともに、単価交渉することでコスト削減を図っていくことが望まれる。</p>	<p>書誌情報作成業務については、平成18年度から、図書と録音図書に分けて単価契約とした。 新刊全件マーク作成業務は、1年間に出版される新刊図書について、図書館用で作成するものであり、契約方法は、業務の性質上年間契約のみとなっている。</p>

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[さわやかちば県民プラザ]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	<p>3 さわやかちば県民プラザ (6) 監査の結果 ① 委託業務について</p>	<p>III 監査の結果及び意見1. 各施設共通事項(5) 一般競争入札について参照。 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。</p>	<p>平成19年10月1日に制定された「物品・委託等に係る一般競争入札の実施要領」に基づき、平成20年度分の予定価格500万円以上の委託業務については、すべて一般競争入札を実施した。</p>
2	<p>3 さわやかちば県民プラザ (6) 監査の結果 ② 遊休施設について</p>	<p>遊休施設がかなり広いスペースであり、早期に利用方法を検討し、より積極的な活用をすべきである。</p>	<p>小・中・高等学校を対象に施設利用の広報をし、現在、学校紹介や美術作品等の展示に利用している。今後も積極的に広報活動をして利用の促進を図る。</p>
3	<p>3 さわやかちば県民プラザ (6) 監査の結果 ④ 利用度の少ない物品について</p>	<p>利用状況や県民ニーズから考えて、不要と思われる重要物品については、処分も検討すべきである。また、陳腐化しているものを買い換える場合、必要性や経済性を考慮すべきである。たとえば、Q&Aソフトやレーザーディスク等は、今後の運営に当たっては特に必要ない可能性が高いと考えられる。</p>	<p>修理等により活用できる重要物品については利用促進を図ることとし、重要物品の更新時には借上げで対応する等により経費の削減を図ることとした。 なお、特に必要ない可能性が高いと指摘されたレーザーディスクは、再生機器が入手困難な物品であり、さわやかちば県民プラザや県立図書館で所蔵するソフトの再生のため、処分は考えていない。</p>
4	<p>3 さわやかちば県民プラザ (6) 監査の結果 ⑤ 物品の管理状況について</p>	<p>重要物品台帳には、必ず現状の写真を貼付すべきである。さらに、利用状況についても合わせて記載し、毎年度更新すべきである。備品についても、備品シールは漏れなく貼付すべきである。</p>	<p>重要物品台帳を整備するとともに、備品についても、備品シールが不備であるものについては確認の上、貼付した。</p>

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[さわやかちば県民プラザ]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
5	3 さわやかちば県民プラザ (6) 監査の結果 ⑥ 蔵書点検について	不明な蔵書については、ルールに従って廃棄を行うべきである。また、不明本が生じないよう、利用者への呼びかけや職員による目視の強化、センサーや監視カメラの設置等の対策を講ずべきである。	不明な蔵書については年度ごとに廃棄の処理を行っている。職員が巡回するなど不明な蔵書が発生しないよう対策を講じている。
6	3 さわやかちば県民プラザ (6) 監査の結果 ⑦ 千葉県生涯学習情報システムの貸借契約について	上記の契約を行うに当たり、イ、千葉県生涯学習情報提供システムアプリケーションやそれに係るハードについては随意契約を締結することによるメリットは多分にあるものの、ア、ソフト・ハードやエ、保守・維持管理のなかでイ、に關係するもの以外の汎用的なハード等の貸借に關しては必ずしも随意契約することにメリットがあるとは限らない。むしろ汎用的なOA機器等のリースの専門業者等から貸借を行った方がコスト的なメリットがあるものと考えられる。 したがって、アプリケーションやそれに関係するハードについては随意契約とするが、それ以外の汎用的なハード等の貸借に關しては他の業者から見積もりを取ったり、指名競争入札を経て契約を行うべきである。	平成18年度から、生涯学習情報システムは、県庁内のホストコンピュータに移り、貸借契約はなくなった。 システム以外の汎用的なハードは、限られた少数のハードなため、施設管理システムの中を含めて委託契約を締結している。
7	3 さわやかちば県民プラザ (7) 監査の結果に添えて提供する意見 ① 行政コスト計算書について	差引行政コストは減少傾向にあるものの差引行政コストの金額は決して少額とは言えない。また、県民1人当たり差引行政コストも減少しているものの平成16年度で108円であり、利用者1人当たり差引行政コストは1,563円と高額である。 今後行政コストの引下げと、利用者・宿泊者の増加が望まれる。さらに、前述の「蓄電池の交換について」で記載したように、修繕については計画がなく、問題が発生した都度、対処的に修繕を行っているのが現状であり、今後、修繕の必要な箇所は増加するものと考えられる。行政コストの増加を抑えるために、合理的な維持管理の計画が必要である。	平成20年4月から千葉県で初となるESCO事業を導入し、光熱水費の削減を図る。 また、副所長を議長として所員で構成した「さわやかちば県民プラザ将来計画検討会議」での検討内容を参考として、県の生涯学習の中核施設として、利用者の拡大、施設使用料収入等の増加を図る。 なお、修繕が必要または将来想定される箇所についてリストアップを行い、順次予算要求を行っている。
8	3 さわやかちば県民プラザ (7) 監査の結果に添えて提供する意見 ② 利用状況について	当施設は県の生涯学習の一大拠点であり、県民全体の利用を目指して設立されたが、このアンケートを見るかぎり、利用者が柏・流山地域に集中している。利用者の実態からは、県の事業としてより近隣市町村の事業としての性格となっている。 広く県民全体の利用を図るための施策の実施が望まれる。 また、より正確な利用実態の把握のために、今後は、定期的かつ大規模なアンケートを実施する必要がある。	「さわやかちば県民プラザ将来計画検討会議」での検討内容を参考として、運営上の6つの基本的視点を定め、職員共通の指針として事業の見直しを行った。 また、県内12市の幼稚園、小中学校、高等学校の児童・生徒の保護者、大学生に対して、生涯学習に関するアンケート調査を実施し、事業運営の参考とした。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の他の事務の執行
 [さわやかちば県民プラザ]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
9	3 さわやかちば県民プラザ (7) 監査の結果に添えて提供する 意見 ④「施設別稼働率」の計算方法 について	各施設の利用実態を正確に把握し、当該施設の存在意義を正確に把握する必要がある。利用台数、利用人数、利用時間、利用状況を即した利用状況の把握が望まれる。	パソコン実習室、ビデオ編集室については時間帯別の機器の利用状況、その他各施設については午前・午後・夜間の時間帯別利用状況の実態把握に努めている。
10	3 さわやかちば県民プラザ (7) 監査の結果に添えて提供する 意見 ⑤蔵書の利用状況について	設置目的に沿って利用者を増やすためには、県民へのアピールや県民ニーズの正確な把握、それに沿った図書購入が必要である。たとえば、利用者へのアンケートの強化や、現在定価購入している図書を割引購入に切り替えて購入冊数を少しでも増やす等の努力が必要と考える。	利用者向けのリクエストカードを常備し、県民のニーズを把握した上で、購入図書を決定している。 また、平成19年4月から県立図書館3館と連携し、県立図書館の所蔵図書をさわやかちば県民プラザでも利用できるようになった。
11	3 さわやかちば県民プラザ (7) 監査の結果に添えて提供する 意見 ⑦宿日直手当について	職員の宿泊が必要である以上、宿日直手当での支給が可能ないように規程を見直すことが望まれる。 また、「旅費」の名目での食事代の支給は取りやめることが望まれる。	風水害等の配備、主権事業などの職員の宿日直勤務については、「職員の宿日直手当の支給に関する規程」第2条第1号により、手当を支給することとした。また、「旅費」の名目での食事代については、18年度より支給していない。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[手賀の丘少年自然の家]

	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
1	4 千葉県立手賀の丘少年自然の家 (6)監査の結果 ①委託業務について	III 監査の結果及び意見1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。	契約業者の選定に当たっては、発注内容、業者数の多寡、入札に要する期間、入札に要する経費など精査し、入札方法(一般競争入札・指名競争入札)を決定していく。なお、指名競争入札の場合においても、競争原理を高めるため指名業者を固定しないよう十分配慮することとした。
2	4 千葉県立手賀の丘少年自然の家 (6)監査の結果 ②備品の管理について	定期的に現物実査を行い、現物のないものについては、出納簿から削除し、現物があり出納簿にないものは記載をすべきである。 備品の現物には、シールを貼り出納簿との関係が分かるようにすべきである。 備品出納簿は財務規則等に則り、備品の管理が適切にできるように作成すべきである。	現物が無いものについては、平成18年3月末に備品出納簿からの削除処理を行った。今後は、備品の現物にシールを貼るなどの対応をしていきたい。
3	4 千葉県立手賀の丘少年自然の家 (6)監査の結果 ③県の旅費代理人口座の残高について	(県の旅費代理人口座について、平成13年8月20日に入金された利息7円及び平成14年2月19日に入金された)16,780円については入金の原因を調査し、16,787円の入金に対する歳入の処理を速やかに行うべきである。	平成19年1月25日付けで歳入処理を完了した。
4	4 千葉県立手賀の丘少年自然の家 (6)監査の結果 ④出納長の記載について	葉書に限らず、現金、切手等に関しては受払を適時に出納帳等の補助簿に記載し管理を行うべきである。	葉書と切手の受払については、受払簿を作成し、適切に管理しているところである。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
 [手賀の丘少年自然の家]

	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
5	4 千葉県立手賀の丘少年自然の家 (7)監査の結果に添えて提供する意見 ③プラネタリウムの利用状況について	プラネタリウムの維持のためには、より積極的な集客に努める必要がある。 設備更新をする際には、県の施設としてのプラネタリウムの存在価値を改めて検討することが必要であると考えられる。	平成18年度からプラネタリウムの一般公開事業数を増やし、利用促進に努めた。
6	4 千葉県立手賀の丘少年自然の家 (7)監査の結果に添えて提供する意見 ⑤定期休所日の設定について	施設利用者の便宜、並びに施設の稼働率向上の観点からは、夏季及び冬季の年末年始前後の繁忙期には、できるかぎり休所日を設けたいことが望まれる。稼働率の低い時期に、施設職員の休暇日を集中させる等の、メリハリのある休所日の設定が必要である。少年自然の家管理規則第2条1項4号を援用すれば、現在の規則の枠内においても柔軟な休所日設定の対応が可能であると考える。	平成18年度から、青少年教育施設の定期休所日が、利用者の少ない月曜日に変更されたところであり、繁忙期については、適宜休所日を変更するなど柔軟に対応している。
7	4 千葉県立手賀の丘少年自然の家 (7)監査の結果に添えて提供する意見 ⑦職員の勤怠管理について	施設職員の時間外勤務承認は、県職員については所長の電子承認、財団職員については第33号様式を利用した所長の承認に基づいて行われている。 したがって、過大な時間外勤務承認が行われていることはないものと思定されるが、各自が予算を目安にして時間外勤務時間の上限を設け、その範囲内で過小に申請している可能性は考えられる。 タイムカード等による、明確な入所・退所時間実績が残っていないため、現実にとどの程度の程度の過小申請が行われているかは不明であるが、現実の職員の稼働時間を把握することは、将来の様々な意思決定のための基礎情報としても、重要であるはずである。したがって、詳細な勤務時間を集計する方策をとる必要があるものと考ええる。	時間外勤務命令については、業務の必要性に応じて命じているところである。また、18年度からは、全職員が電子承認となり、過小申請はない。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[鴨川青年の家]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	5 千葉県立鴨川青年の家 (6)監査の結果 ①委託契約の形態について	III 監査の結果及び意見1. 各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。	契約業者の選定に当たっては、発注内容、業者数の多寡、入札に要する期間、入札に要する経費など精査し、入札方法（一般競争入札・指名競争入札）を決定していく。なお、指名競争入札の場合においても、競争原理を高めるため指名業者を固定しないよう十分配慮することとした。
2	5 千葉県立鴨川青年の家 (6)監査の結果 ②備品等の利用状況について	故障中の器具については早急に処分方針を固める必要がある。	トレーニング室の故障した備品については、平成18年3月20日に廃棄処分とした。なお、物品不要決定調査及び不要物品廃棄調査により事務処理し、備品は解体してごみ処理委託業者に処分を依頼した。
3	5 千葉県立鴨川青年の家 (6)監査の結果 ③自主事業の歳入・歳出について	県事業として行っている以上、収入、支出は簿外とせずに、歳入・歳出に総額を計上する必要がある。	平成17年度から、簿外とせずに、歳入・歳出に総額を計上している。
4	5 千葉県立鴨川青年の家 (6)監査の結果 ④財団の自主事業の料金の収納について	いずれの事業も財団の自主事業として実施する以上、徴収金額はいったん財団の収入として計上するとともに、経費は財団の支出として計上し、併せて口座は財団の所有にすることにより、財団の所有・管理責任を明確にすべきである。	指摘のあったキャンペーンアイデアと創作活動費については、平成18年度から財団の収入ではなく、業者委託で対応している。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[鴨川青年の家]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
5	千葉県立鴨川青年の家 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ④随意契約の妥当性について	救助艇管理運営等業務については、高度な専門性及びカットー練習の参加者の安全面の配慮が要求されるため、過去の実績を鑑みても、他の業者に契約を変更することは現実的ではない。 しかし、現在のように年次に、上記種々の業務を包括した年間契約額を確定し、事後において適及的に契約額を変更するのではなく、個々の業務内容を精査し、その業務の内容に応じた契約形態を個別的に採用することが望まれる。 上記各業務については、実績に基づく契約形態にすることなどによつて、過剰な支出を抑えていくことが可能になる。よつて、県の行政コストを削減するという実質的な観点からの対応をとることが望まれる。	救助艇管理運営等業務契約については、平成18年度から、年間契約が適切であるものを、救助艇等管理業務委託（カットー、救助艇管理、運送業務）として年間契約に、実績に基づいた契約が適切であるものは船長等派遣業務委託として実績契約に変更した。
6	千葉県立鴨川青年の家 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑤敷布等管理業務の委託について	施設の設立時に設定された敷布等洗濯代の単価(200円)の妥当性を再検討することが望まれる。 委託業者である有限会社月芝から施設が入手している損益計算書(平成14年度～平成16年度の3か年分)を査閲したところ、各年度ともに、給食業務の経営成績が反映される営業損益段階では損失を計上している反面、敷布等管理業務の経営成績も加えた経常損益・当期利益段階では利益を計上している。この事実のみをもって、敷布等洗濯代の単価の妥当性の有無を判断することはできないが、施設利用者から、本来食事代として徴収しなければならない利用料を、敷布等洗濯代として徴収している可能性も考えられる。 今一度、委託業者が敷布等管理業務に費やしているコストを精査し、適切な敷布等洗濯代単価及び食事代単価の設定を再検討することが望まれる。	給食業務と敷布管理業務の委託契約方法を見直し、平成19年度契約から別々に契約することとした。 また、敷布洗濯代単価及び食事代単価については、利用者の利便性を考慮して県立青少年教育施設で統一価格を採用しているところであり、単価の再検討は予定していない。
7	千葉県立鴨川青年の家 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑦冬期の稼働率について	施設の効率的運営という観点から、冬期の施設運営方針を再検討することが望まれる。再検討する方向性としては、「冬期の利用者を増加させる抜本的な施策をとる」と「運営費を削減する」の2方向が考えられる。 前者の方向性を採る場合には、様々な部活動の合宿に耐え得る新体育館の建設・利用料金額を夏期間と冬期間の二期制にするなど、後者の方向性を採る場合には、冬期の稼働率を前提にした人員の再配置・冬期の休業等が考えられる。 今一度、冬期における施設のあり方を再検討し、適切な施策を実行していくことが望まれる。	平成18年度から、地元の大学の部活動等での利用を働きかけた結果、大学及び高校の各種部活動での利用が増加し、利用団体数が増加した。また、主催事業の定員増や他所の共同開催、ターゲットを絞った積極的なPRなどに努めた。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[鴨川青年の家]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
8	5 千葉県立鴨川青年の家 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑧施設利用状況の把握について	将来の指定管理者制度導入の可能性や、設備投資の必要性を議論する上でも、参加者の利用目的の分析や施設の利用状況の詳細な分析等は、必ず必要になってくるものである。 実務上の煩雑さは増加するにしても、今後の施設の発展に寄与する有意義な意思決定をすするため、早急に、施設利用の様々な角度から詳細な分析データを収集・記録しておくことが望まれる。	平成18年度から、施設の部屋(トレーニング室、研修室、視聴覚室)について、利用状況及び使用目的の集計を開始した。
9	5 千葉県立鴨川青年の家 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑨光熱費について	プロパンガスについては、少なくとも他社との相見積もりをとった上で、最も単価の低い業者と契約することが望まれる。	平成19年度契約分から、複数の業者から見積書を徴して契約業者を決定することとした。
10	5 千葉県立鴨川青年の家 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑨光熱費について	電力について、コストの効率化を図るため、暖房による電力の最大使用量を引き下げたための分析、検討を行うことが望まれる。	最大電力量は、冷暖房をオリエンテーション室と食堂で同時に30分以上使用した際に最大となるため、同時に使用できないように、平成18年4月から設定を変更した。 また、平成18年4月から空調の設定時間の縮減や集中冷暖房施設の空調停止なども行っている。
11	5 千葉県立鴨川青年の家 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑩切手在庫について	切手は、予算策定時に年間の必要分を適切に見積もり、過大な在庫計上は避けるように配慮することが望まれる。	平成18年度については、年間必要分を精査し、3種類の切手を購入した。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
[総合スポーツセンター]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	6 総合スポーツセンター (6) 監査の結果 ① 委託契約について	III 監査の結果及び意見1.各施設共通事項(5) 一般競争入札について参照。 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。 担保等は前金私の信用リスクを回避するためのものであることから、財務規則126条但書により担保等を免除する場合、県はその具体的な理由を記載すべきであり、契約どおり事業計画及び収支計画も入手すべきである。	平成19年10月以降、予定価格500万円以上の委託契約について一般競争入札を実施することとなったため、警備委託業務等について一般競争入札をおこなった。
2	6 総合スポーツセンター (6) 監査の結果 ② 射撃場の管理業務委託契約について	担保等は前金私の信用リスクを回避するためのものであることから、財務規則126条但書により担保等を免除する場合、県はその具体的な理由を記載すべきであり、契約どおり事業計画及び収支計画も入手すべきである。 射撃場という事業内容を考えた場合、事故等が起きた場合の責任関係の規定を盛り込むべきである。	委託料前金払での担保等の免除については、平成17年10月1日から、免除する場合は、必ず具体的な理由を記載することとした。事業計画及び収支予算についても平成17年10月1日から契約に基づき、適切に実施している。
3	6 総合スポーツセンター (6) 監査の結果 ② 射撃場の管理業務委託契約について	射撃場という事業内容を考えた場合、事故等が起きた場合の責任関係の規定を盛り込むべきである。	平成18年度から射撃場の管理運営に関する協定書に、「指定管理者の責務」と「リスク分担」を盛り込み責任関係を明確にした。
4	6 総合スポーツセンター (6) 監査の結果 ② 射撃場の管理業務委託契約について	使用料徴収事務は管理委託契約で規定されていない以上、協会で行うのではなく、県として行うべきであり、また、協会で行う場合には使用料徴収事務委託についても契約に織り込むべきである。	射撃場の管理運営については、平成18年度から指定管理者制度が導入された。利用に係る料金は指定管理者の収入とし、管理業務の実施に要する経費に充てることとなり、その旨を管理運営に関する協定書に明記した。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
[総合スポーツセンター]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
5	6 総合スポーツセンター (6)監査の結果 ③射撃場の法面改修工事について	県は財務規則99条第1項により契約保証金を納付させざるべきであった。今後、契約締結においては、慎重に手続をすべきである。	財務規則に基づき慎重に契約締結手続を行うよう徹底を図った。
6	6 総合スポーツセンター (6)監査の結果 ⑤教育財産台帳の更新について	教育財産台帳は、教育財産の現況を把握するためには重要な資料であり、掲載情報は毎年更新することが望まれる。また、更新された情報は、適時に印刷して各課へ配付することが望まれる。	平成19年度から稼動する財産管理システムでは異動事項を電算入力することにより変更されるため、随時現況のデータは反映される。
7	6 総合スポーツセンター (6)監査の結果 ⑥金庫の管理について	暗証番号のみの施錠方法では、暗証番号が外部に漏洩した場合に、金庫が無防備になる可能性がある。担当者が在席している時間帯は、暗証番号のみの施錠でも十分であると思われるが、休所日や閉館後は、鍵による施錠も併用すべきである。また、暗証番号は定期的に変更し、外部に漏洩しにくい環境を整備すべきである。	平成17年10月1日から、番号及び鍵により施錠することとした。また、暗証番号は庶務課職員のみで管理し、一定期間ごとにその番号を変更している。
8	6 総合スポーツセンター (6)監査の結果 ⑦回数券の現物管理について	回数券は盗難の危険性があるため、受払台帳を作成することにより残高を管理し、定期的に記帳内容を検証することにより、受払管理を実施すべきである。	平成18年4月1日から、受払台帳を作成し、回数券受払の都度、記載することとした。また、閉所日ごとに残高確認及び台帳との照合を実施している。
9	6 総合スポーツセンター (6)監査の結果 ⑧支出負担行為伝票のかい長による承認	千葉県財務規則第5条第1項によれば、財務会計に関する事務については別表第二に規定されており、当該表上、支出負担行為は、かい長である所長の専決事項となっている。したがって、すべての支出負担行為伝票は、最終的には所長によって承認されるべきである。	平成17年10月1日から支出負担行為伝票は、かい長である所長を最終承認者として実施することを徹底した。
10	6 総合スポーツセンター (6)監査の結果 ⑨支出負担行為伝票の代理人 出納担当者による審査、確認	財団の財務規程第22条第3項によれば、支出負担行為の審査、確認に関する事務については別表第四に規定されており、当該表上、1億円未満の支出負担行為は、代理出納担当者の専決事項となっていない。したがって、専決で定められた代理出納担当者は、審査、確認を行ったときは必ず押印すべきである。	平成17年10月1日から適正に事務手続を行い、押印をするよう徹底を図った。
11	6 総合スポーツセンター (6)監査の結果 ⑩予算の設定について	予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。合計すれば予算と実績の差異が少なくなるとしても、これらの支出は県に対する受託料の請求という形で反映されるのであるから、予算は項目ごとに実績に即した金額を設定すべきである。また、予算には各支出が当初計画と比べて効率的に遂行されたかを管理する目的もあり、このような方法では、予算管理の目的を達成することができない。よって、予算上、光熱水費と修繕費はそれぞれ適切な額を見積もり、これに効率性を加味した金額を計上すべきである。	平成18年度当初予算から光熱水費と修繕費について、過去の実績に基づき、それぞれ適切な額を見積もり当初予算として計上した。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
 [総合スポーツセンター]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
12	6 総合スポーツセンター (7) 監査の結果に添えて提出する 意見 ③ 利用料金の見直しと施設別の 収支状況の把握について	効率的な運営を図るためには、施設別に収支状況を把握し、収支状況の悪い施設については、施設の存続を見直したり、施設ごとに利用料金を見直していくことが望まれる。今後の指定管理者制度の導入を検討していく上でも、施設別の収支状況の把握は重要である。	平成18年度から、施設別に適切に収入状況を把握することとした。また、修繕費、委託料、工事費等についても、施設別に支出状況を把握することとした。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
 [国際総合水泳場]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ①委託業務について	III 監査の結果及び意見1.各施設共通事項(5)一般競争入札について 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。	平成18年4月指定管理者制度導入に伴い、平成18年度から指定管理者が各種契約を締結し、経費節減及び予算の効率的な執行に努めている。
2	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ④備品出納簿の整備について	備品出納簿への記載に当たっては、受入数量単位の統一を図るとともに、物品の内訳が容易に把握できるよう工夫を凝らしていくべきである。備品出納簿は、一定時点における物品の保有状況や現物の実在性を確認する上で重要な役割を果たすものである。そのような趣旨を十分に理解し、実効性のある備品出納簿を作成していくべきである。	平成17年度中に実施済。
3	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ⑤備品出納簿及び消耗品出納簿への記載対象となる物品について	物品に係る帳簿を作成する趣旨を十分に理解し、備品出納簿及び消耗品出納簿を作成する必要がある。帳簿に記載する必要があるにも拘らず記載が漏れているものについては、ただちに帳簿への記載を行うべきである。	平成17年度中に実施済。
4	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ⑥備品について	備品シールは、備品出納簿と現物を照合して物品の同一性を確認する上で重要な役割を果たすものである。このような趣旨を十分に理解し、財務規則第202条に基づき現物に備品シールを漏れなく貼付すべきである。	平成17年度中に実施済。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[国際総合水泳場]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
5	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ⑧廃棄済み備品の台帳処理漏れについて	備品出納簿を作成する趣旨を十分に理解し、物品を廃棄した際には遅滞なく備品出納簿へ当該事実を反映させるべきである。	平成17年度中に備品出納簿に記載済。
6	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ⑨職員の駐車場利用について	職員の駐車場使用料の免除は、明確には定められておらず、規定の解釈によっては免除の対象が広がってしまう可能性がある。職員の駐車場使用料の免除の取扱いを明確にしておくべきである。	指定管理者制度導入に伴い、平成18年度から基準を作成し実施。
7	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ⑩金庫の管理について	金庫及びキャビネットは貴重品を保管しているおり、施錠していないと盗難等による事故が発生するおそれがある。たとえ日中管理者が付近にいたとしても施錠し、管理者以外開けることができないように管理すべきである。	指定管理者制度導入に伴い、平成18年度から随時施錠し鍵は管理責任者が所持している。
8	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ⑪入場券の現物管理について	入場券については回収後も利用可能であり、カードの損傷がひどくなるまで再投入して利用している。また、回数券は、販売後回収されることには無いが、1枚で11回の入場が可能となっている。これらの入場券及び回数券は盗難の危険性も高いため、日々、券売機への投入枚数、販売枚数、回収枚数を集計して理論枚数を計算し、定期的にも実際の枚数をカウントして比較分析することにより、枚数管理を行うべきである。	指定管理者制度導入に伴い、平成18年度から入場券・回数券の保管場所は随時施錠し鍵は管理責任者が所持している。また、保管枚数は定期的に確認し新規に券売機に投入する場合は受払い簿において責任者が確認することとした。
9	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ⑫現金過不足について	券売機等から発生した現金過不足についても、その発生内容や対処方法に関し記載する台帳を作成し、日々その内容について管理責任者が承認するなどの管理を実施すべきである。	指定管理者制度導入に伴い、平成18年度から管理責任者の承認をとる方法で管理している。
10	7 国際総合水泳場 (6)監査の結果 ⑬予算の設定について	予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。合計すれば予算と実績の差異が少なくなるとしても、これらの支出は県に対する受託料の請求という形で反映されるのであるから、予算は項目ごとに実績に即した金額を設定すべきである。また、予算には各支出が当初計画と比べて効率的に遂行されたかを管理する目的もあり、このような方法では、予算管理の目的を達成することができない。よって、予算上、光熱水費と修繕費はそれぞれ適切な額を見積もり、これに効率性を加味した金額を計上すべきである。	指定管理者制度導入に伴い、予算設定について企業会計の考え方を踏まえ実情に対応することを念頭に平成18年度から対応している。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[国際総合水泳場]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
11	7 国際総合水泳場 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ①行政コスト計算書について	利用者1人当たりの差引行政コストは経費削減と施設のクロージングにより減少傾向にある。現在施設は供用開始から10年と日が浅いため施設の維持管理に関するコストがそれほど発生していないが、将来的にはこれらのコストが増加することを考慮すると、現状の維持管理費を削減する方法には限界がある。また、平成16年度においては施設をクロージングしているにもかかわらず、人件費は削減されていない。これは、クロージング間も嘱託職員も含め、通常通りのシフトが組まれていたためである。繁忙期において人員を多く配置し、閑散期においては人員を減らすなど効率的な人員配置を実施し、人件費の削減に結びつけることが望まれる。 また、平成18年度より実施される指定管理者制度も人件費の削減という点からは有効な手段であると考える。	指定管理者制度導入に伴い、平成18年度からアルバイト等の雇用により必要職員の柔軟な確保を実施した。
12	7 国際総合水泳場 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ②国際総合水泳場の役割について	サブエリアには近隣住民が多く利用していることを考えると、近隣の市町村の温水プール施設に運営期間の調整等協力を求めることも検討する余地があると思われる。	指定管理者制度導入に伴い、平成18年度から休場期間短縮を実施した。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
[美術館]

事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
<p>1</p> <p>8 千葉県立美術館 (6)監査の結果 ①委託業務について</p>	<p>III 監査の結果及び意見I.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。</p>	<p>契約業者の選定に当たっては、発注内容、業者数の多寡、入札に要する期間、入札に要する経費など精査し、入札方法(一般競争入札・指名競争入札)を決定していく。なお、指名競争入札の場合においても、競争原理を高めるため指名業者を固定しないよう十分配慮することとした。</p>
<p>2</p> <p>8 千葉県立美術館 (6)監査の結果 ②物品出納簿について</p>	<p>物品出納簿に記載の物品については、すべての物品を対象として、定期的に現物調査を実施すべきである。ただ、現在の出納簿には、保管場所の記載がないため、現物の捜索に相当手間取ることが予想される。まず、一度、一斉に現物調査を実施して物品の保管場所を記した補助簿等を作成すべきである。また、現物調査の際には、物品に貼付された物品管理シールの状態、物品の使用可能性の有無等も確認すべきである。 欠番となっていた273番の出納簿は、誤って物品出納簿に記載していた美術品を、美術品台帳に変更記入した際に発生したものであるが、連番管理の実効性の観点からは、この場合でも、当該出納簿は保管しておくべきである。</p>	<p>定期的に全品調査を実施できるよう、段階的に条件整備した。</p>
<p>3</p> <p>8 千葉県立美術館 (6)監査の結果 ③図書の管理について</p>	<p>千葉県財務規則第212条に基づき、購入図書については購入価格で、寄贈された図書についても、評価額を付与する必要がある。寄贈図書の評価は困難な作業ではあるものの、販売価格に一定の割引率を乗ずるなどの基準を設ける方法等によって、評価額を決定すべきである。</p>	<p>約6,000冊ある図書のうち購入図書については、当初から購入価格を記載済みであるが、未記載の寄贈図書については、評価額の記載を行い、今後、寄贈本の登録の際には、記載する。</p>
<p>4</p> <p>8 千葉県立美術館 (6)監査の結果 ③図書の管理について</p>	<p>寄贈された図書については、その内容如何に拘らず、図書台帳に記載の上管理すべきである。書架のスペースがないことを理由として美術図書以外は台帳記入を実施していないことであるが、不必要な図書については受理しない、又は、他の施設に寄贈するといった対応をとるべきである。 また、図書についても他の物品と同様、定期的に現物実査を実施し、現物と台帳との一致を図るべきである。</p>	<p>不必要な図書は受理せず、寄贈を受理した図書は、図書台帳に記載し管理することとしている。また、現物実査と台帳との一致については、18年度以降、毎年開催している県展期間中の臨時休館日(10月上旬)を利用し、定期的に実施することとした。</p>

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[美術館]

	事項名	指摘(意見)の内容	措置状況等
5	千葉県立美術館 (6) 監査の結果 ③ 図書の管理について	情報資料室は、来館者並びに職員の情報資料としての図書を保管しており開館日の午後1時から4時まで開室している。資料の貸出は行っていない。来館者の利用率は不明であるが、美術館往査時に確認した限り、決して利用率が高いとはいえないものと考えられる。予算の引き締めで購入が不可能な状況や約6,000冊の蔵書の維持管理費負担を鑑みると、施設の運営費削減の観点からは、ボランティアとの協働運営や美術関連情報入手のためのインターネット端末の配置などの対応が望まれる。	情報資料室については今後も有効に活用してゆく。平成18年度からボランティアを確保し、円滑な運営が実行されている。今後もボランティアとの協働により、運営を図っていく。
6	千葉県立美術館 (6) 監査の結果 ④ 資料カードの貸出しに関する記載漏れについて	貸出に伴い美術館資料貸出帳とともに資料カードにも適時・適切に記載すべきである。	平成17年度より貸出するごとに当該資料の資料カードに記載するようにした。
7	千葉県立美術館 (6) 監査の結果 ⑤ 館蔵資料台帳の記載について	適切な購入額を調査し、適切な金額を記載すべきである。また、収蔵箇所についても同様である。	資料の購入額については、すでに記載済みである。また、寄付等で受け入れた資料のうち記載漏れについては、評価額として記載を終了した。なお、台帳に収蔵箇所を記載することについては、保管スペースの事情により常に変化するため、従来どおり資料カードにて対応していきたい。
8	千葉県立美術館 (6) 監査の結果 ⑦ 時間外勤務簿について	勤務内容は明確に記入するとともに、上司は内容を確認してから残業を承認すべきである。	職員に周知徹底するとともに、上司は常に確認するよう、監査後直ちに対応した。
9	千葉県立美術館 (7) 監査の結果に添えて提出する意見 ③ アンケートについて	現状行っている企画展来館者に対するアンケートのみならず、それ以外の来館者に対しての受付等でのアンケートや潜在的な来館者も含めたWeb上でアンケートを実施するなどして、館の今後の発展のために必要となる情報収集を幅広い層の方からすることが望まれる。また、それにより得た情報から、さらなる来館者増加策や満足度向上につながる施策を生み出すためのものとして有効利用されることが望まれる。	「利用者アンケート用紙」と「投函箱」を設置し、寄せられた要望や意見等の対応状況を館内掲示して来館者に情報を提供している。 平成18年度4月以降は、実施した個々の事業でもアンケートを実施し、参加者の満足度や要望・意見を聞き、以後の事業に反映できるよう努めている。
10	千葉県立美術館 (7) 監査の結果に添えて提出する意見 ⑤ 勤務ローテーション	週末及び月曜日については、館の運営責任者である館長か副館長のどちらかは出勤することが望まれる。	週末及び月曜日については、館長か副館長が在館するよう勤務ローテーションとした。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[美術館]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
11	<p>8 千葉県立美術館 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑧高額収蔵資料の展示状況について</p>	<p>高額な収蔵資料については有効な活用により、少しでも利用者の満足度を高めたいことが望まれる。また、展示頻度が極端に低いと、なぜこれらの収蔵資料を取得したのか、当時の購入判断の責任が問われてしまうことにもなりかねない。収蔵資料の有効利用を積極的に推進するよう検討することが望まれる。収蔵資料の有効利用とは、必ずしも県立美術館で展示することが限られたものではなく、他の美術館等への貸出や、新規作品購入の財源とするためなどの売却といったことも含まれると考える。</p>	<p>平成18年度より資料の有効活用に鑑み、基本的に一年に1カ月以上の展示を計画的に実施している。 なお、高額作品を含め、幅広いテーマの設定を行い、多くの作品を展示できるようにしている。 また、他の美術館等への貸し出しは、既に行っているが今後も積極的に行っていきたい。 美術館は館の使命に基づいて資料を収集し、保存を考慮しながら展示などの活用を図るとともに、後世に継承する機能・役割を担うものである。このことから、売却を新規作品購入の財源とするための選択肢として考えることはできない。</p>
12	<p>8 千葉県立美術館 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑨収蔵資料の現物確認等の作業の実施について</p>	<p>収蔵資料の重要性に鑑み、公有財産、重要物品等と同じように館蔵資料台帳と現物との突合等の確認作業を実施することが望まれる。収蔵資料の数は多数あるので、一定時点で確認作業を実施することは実務上困難であることが想定されるため、たとえば一月かけの実施やそれを年数回に分けるなどして、対象とする収蔵品のローテーションを決めて網羅的に確認作業を実施することなどが考えられる。</p>	<p>収蔵資料の台帳との突合等の確認作業については、収蔵資料が展示や貸出により常に動きがあるため、ある一定時期を定め、全ての資料を対象に行なうことが望ましい。そのため、全ての収蔵資料の確認作業は、3年に一度とし、その間に部門ごとに突合することにした。全ての収蔵資料の確認は、平成16年度及び平成19年度に実施しており、次回は平成22年度に行なう。なお、20年度は、部門別の確認として、書・日本画について終了した。</p>

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[中央博物館]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	9 千葉県立中央博物館 (5) 監査の結果 ① 委託契約について	III 監査の結果及び意見1.各施設共通事項(5) 一般競争入札について参照。 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。 本館外構及び生体園管理業務については、設計段階で仕様や積み上げ等を見直し、効率的な予算執行をすべきである。	契約業者の選定に当たっては、発注内容、業者数の多寡、入札に要する期間、入札に要する経費など精査し、入札方法（一般競争入札・指名競争入札）を決定していく。なお、指名競争入札の場合においても、競争原理を高めるため指名業者を固定しないよう十分配慮することとした。
2	9 千葉県立中央博物館 (5) 監査の結果 ② 随意委託について	執行方法を指名競争入札としたことに関連し設計内容、仕様を変更し、効率的な予算執行を図ることとした。	執行方法を指名競争入札としたことに関連し設計内容、仕様を変更し、効率的な予算執行を図ることとした。
3	9 千葉県立中央博物館 (5) 監査の結果 ③ 印紙税貼付漏れについて	印紙税法に従って印紙税の貼付を確認すべきである。	貼付漏れのあった契約について、印紙を貼付した。
4	9 千葉県立中央博物館 (5) 監査の結果 ④ 故障物品について	現在展示品として展示室に保管されているが、本来の目的としての利用方法では取扱われていない。この状況のまま放置しておく、再使用する際に発生する修繕コストがさらに増加するおそれがあり、また売却等の処分を行う選択肢も減少するものと考えられる。したがって、早期に利用方法を検討し、処理すべきである。 また、故障や用途の変更があった場合には随時台帳に状況を記載し、管理担当者が変わった場合においても、常に台帳によりその物品の現状が把握できる状態にしておくべきである。	展示室に展示していた故障備品については、購入後17年が経過し、修理に要する部品の調達が困難なことや修理に多額の費用がかかること、また、修理しても利用者のニーズが低いこと等を勘案し、所要の手続きをとり廃棄処分とした。また、当該備品台帳にも廃棄処分を記載した。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[中央博物館]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
5	9 千葉県立中央博物館 (5) 監査の結果 ⑤ 収蔵資料の管理方法について	収蔵資料については、各分野により記載内容等が異なるため、画一的な管理は困難と思われるが、台帳に最低限記載すべき事項等の基本方針については、内規を作成し明確にしていくべきである。	資料の収集および整理保存に関する内規を作成した。資料管理マニュアルは組織の現状にあわせて改訂中であり、改定後、あらためて館内に周知する。なお、台帳に記載する項目の詳細については、分野により異なるため、すべての項目を統一することはできないが、原則、最低限の記載項目（登録番号、資料名、資料の採集地、採集者、採集年月日）を定めた。その他の項目については、情報システムに準じる。
6	9 千葉県立中央博物館 (5) 監査の結果 ⑥ 収蔵資料の出納管理	内規に基づいた出納管理を実施する必要がある。また、内規で不備な点や実態に則していない箇所があるならば、その都度改定し更新していくべきである。	資料関係の受入簿（寄贈資料）、出納簿（借用・受託・貸出資料）を整備し、平成18年1月から適宜記入している。また、出納管理に必要な書式を、資料管理担当部署（資料管理研究室）に、内規およびマニュアルに基づき配備した。
7	9 千葉県立中央博物館 (6) 監査の結果に添えて提出する意見 ② 入館料の有料化について	入館料の有料化を実施した結果、利用者数が増え、分館とも減少に転じている。アンケート結果からも分かるように、有料化に伴いサービスクラス内容に変化がない以上、利用者数の減少は当然の結果であるが、博物館が有する公共的使命を考えると、このような状況は望ましいとは言えない。厳しい県の財政状況及び受益者負担の原則を勘案すると、有料化への移行についてはやむを得ない面があるが、博物館本来の役割を踏まえ、有料化にあわせて利用者サービスの向上を図る施策を講じていくことが必要であったと考える。たとえば、「⑦ ボランティアの受け入れについて」で指摘する、ボランティアを活用した解説員の増強などを行っていくことが考えられる。	既定予算の範囲内において、トビックス的な展示の実施回数が増え、常設展示のみの期間を圧縮した。また、「中央博探検隊」などの参加型イベント、研究員による「ミュージアムトーク」等の内容をより充実した。ボランティア制度については、平成18年度からHP上で公募を開始し、平成18年8月に本館展示室（体験学習室）において試行的に導入した。平成19年度以降、他の本館展示室の解説業務についても、ボランティアを導入した。
8	9 千葉県立中央博物館 (6) 監査の結果に添えて提出する意見 ② 入館料の有料化について	施設を県民に広く利用してもらい、県民全体の教養を高めていくことも博物館としての大きな使命であると考えられ、既存の利用者の維持のみを念頭に入れるのではなく、新規利用者の開拓にも力を入れたいことが望まれる。新たな利用者を獲得していくためには、博物館に対する県民の認知度を高めたい必要がある。そのためのPR活動をより積極的に実施していくことが望まれる。	企画展等の展示会について、広報時期、広報手段・広報先等を定めた広報計画を策定した。また、平成19年度以降、広報計画に基づきポスター・チラシ・インターネット等の広報媒体の作成部数や広報対象等を各事業ごとに定め、メールマガジンの配信も開始した。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
 [中央博物館]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
9	千葉県立中央博物館 (6)監査の結果に添えて提出する意見 ④県立中央博物館の今後のあり方について	特に、分館海の博物館については、利用者数が平成14年度229,804人、15年度238,051人と20万人台を推移していたが、平成16年度の入館料有料化に伴い、89,312人と大幅に減少した。これは、近隣施設である勝浦海中公園の利用者が、入館料有料化に伴い海の博物館に立ち寄りなくなったことが主な原因であると考えられる。また、平成17年度当初予算によると、分館の維持管理費として年間95,117千円(駐車場維持管理費用含む)が計上されているが、施設の老朽化等に伴い維持管理に係る財政負担は今後大きくなる可能性がある。財政負担を軽減するためにも、入館料収入の増加を通じて収支の改善を図る必要があり、このような観点からも利用者数の増加を図っていくことが望まれる。分館海の博物館の立地条件や入館料有料化前の入館者数の推移を踏まえると、施設の潜在的な利用者数は依然高水準にあると思われるため、このような潜在的な利用者はいかに取り込んでいくかが今後の課題であると考えられる。 利用者数を増やすための施策として、展示内容の充実や解説の工夫、魅力あるイベントの企画等を実施していくことが考えられるが、そのほかにも、近隣施設との提携も視野に入れた、認知度を高めたいくための施策を講じていくことが望まれる。	海の自然にかかわる資料収集、調査研究の拠点としての充実を図るとともに、展示会や野外体験活動を中心とした講座観察会等の教育普及活動に関し、学校への働き掛けや団体入館者への体験型サービスの提供を積極的に行うなどの更なる機能強化に努めることにより、リピータを含めた入館者数の確保に努める。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
 [現代産業科学館]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ①委託契約について	III監査の結果及び意見1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。 監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。 しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。	契約業者の選定に当たっては、発注内容、業者数の多寡、入札に要する期間、入札に要する経費など精査し、入札方法（一般競争入札・指名競争入札）を決定していく。なお、指名競争入札の場合においても、競争原理を高めるため指名業者を固定しないよう十分配慮することとした。
2	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ②物品の管理について	物品については、少なくとも1年に1度は現物調査を実施し、数量の記載を正確にすべきである。1年に1度の現物調査の際には、物品に貼付された物品管理シールがはがれていないか、資産番号が擦れていないか等も確認する必要がある。	平成17年10月以降、毎月1回以上、継続的に現物調査を実施している。また、現物調査の際にはシールも確認している。
3	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ②物品の管理について	千葉県財務規則第212条に基づき、購入図書については購入価格で、寄贈された図書についても、評価額を付与する必要がある。寄贈図書の評価は困難な作業ではあるものの、たとえば販売価格に一定の割引率を乗ずる等の基準を設ける等の方法によって、評価額を決定する必要がある。	寄贈図書については、図書館における評価方法を参考として、順次評価を行っている。
4	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ②物品の管理について	展示資料については、歴史的に重要な資料も数多くあるため、より厳格に即物的な管理が要求される。展示資料の入れ替えが以前に比べ頻繁になってきている現状においては、複数点の展示資料に対して一つの主幹番号を付しているものについては、枝番を付す等の対応によって個別管理を実施する必要がある。	枝番を付すこととし、平成18年4月から順次台帳を整理している。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[現代産業科学館]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
5	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ③財団経費(光熱水費)の予算管理について	予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。合計すれば予算と実績の差異が少なくなることも、これらの支出は県に対する受託料の請求という形で反映されるのであるから、予算は各項目ごとに実態に即した金額を設定すべきである。また、予算には各支出が当初計画と比べて効率的に遂行されたかを管理する目的もあり、このような方法では予算管理はそれぞれ適切な額が見積もり、これに効率性を加味した金額を計上すべきである。	修繕については、可動展示物や設備等の突発的な故障を回避するため、一定期間ごとに交換が必要な部品等は定期的なメンテナンスの中で対応することとし、経過年数や現況等を踏まえて、平成18年度当初予算要求から計画的な予算要求を行っている。 また、各費目については、必要な額を計上している。
6	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ④小口現金の管理について	すべての現金を管理するためには、釣銭用の現金を含めた形での記帳が必要であり、また、18年度以降県直営に移管したとしても同様のことが言える。	平成17年8月下旬以降、現金出納簿に全ての現金の受払いを記載している。(平成16年度分から)
7	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ⑤ミュージアムショップのレシートについて	レジのレシートは原始証憑として重要なものであり、月報とともに保存すべきである。	平成17年8月分以降、月報とともにレシートを保存している。 なお、平成18年度からは事業を行う(財)千葉県教育振興財団に指導している。
8	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ⑥ハイウェイカードの管理について	ハイウェイカードは今年度末をもって利用廃止となるが、貸出し中のカードを誰が使用しているかわかるようにし、使用後の使用実績を管理するために受払簿等の作成が必要である。また、利用廃止に伴い払戻を行うことが想定されるが、払戻金額を確認するためにも同様である。	従前から管理簿を備え、使用者を把握していたが、使用額はハイウェイカード及び領収書により確認していたことから、平成17年10月以降、管理簿に使用額を記載した。(平成16年度分から)
9	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ⑦入館チケットの管理について	受領したチケットに関しては、受払簿に速やかに記入し、入館チケットの受払簿等の補助簿を作成すべきである。また、チケットの連番が当初付されていない点について、枚数管理がなされていないために不正が行われるおそれがあるし、手間が二重になってしまいうため、当初から連番を付すべきである。	従前から受払簿は作成していたが、平成17年8月下旬以降は、使用済み・使用中・未使用の状況がわかるよう整理している。また、チケットには番号を付して連番で管理することとした。
10	10 千葉県立現代産業科学館 (6)監査の結果 ⑧現代産業科学館友の会の事務処理について	不正・紛失・盗難等の防止・早期発見といった観点から、現金出納簿や会計帳簿を整備し、適時・適切に記帳を行うべきである。	会計帳簿等を点検し、適時・適切に記帳した。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行
 [現代産業科学館]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
11	10 千葉県立現代産業科学館 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ①行政コスト計算書について	行政コストは改善しているものの、現状の県財政を考慮し、さらなる改善を目指すとともに、著しく悪化した利用者1人当たり差引行政コストの改善を早急に図る必要がある。このためには、指定管理者制度導入によるコスト削減のほか、利用者数増加に伴う1人当たりコストの負担低減や入場料収入増加のための方策を講じていくことが望まれる。なお、その際には、利用者総数に占める有料利用者数の割合（平成16年度で約15%）が低い現状を考慮し、かつ受益者負担の観点も踏まえて、入場料金体系の見直しについて、あわせて検討を行うことが望まれる。	以下の6つの項目を柱とした活性化に向けての取り組みや事業展開を通して、利用者増を図る。 ① 民間ノウハウの導入：企業やNPO法人と連携した展示や各種講座等の実施 ② 地域社会との連携強化：地元自治体及び商工会議所等との連携事業の実施、隣接施設（市生涯学習施設、民間ショップ・センター）との連携事業の充実 ③ 博学連携（学習支援）の強化：小・中・高校等の学習支援事業の充実 ④ 既存施設の活用：サイエンスドーム等を活用した事業の展開 ⑤ 展示内容の充実：企画展の展示物や収蔵資料を活用した展示 ⑥ その他活性化に向けての創意・工夫：開館日や開館時間の弾力的運用 また、併せて予算の計画的かつ効率的な執行、運営経費の削減により、コストの改善に努めていく。 なお、入場料金体系の見直しについては、博物館の文化財を保護し継承していくという公共性及び県民への生涯学習支援、学校教育支援という使命にかんがみ、当面の間は現状のままとする。ただし、将来的な課題としては、展覧会前売り券の実現、年間パスポートの個人利用以外の認可などが挙げられる。
12	10 千葉県立現代産業科学館 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ②利用状況について	イ. 開館時間を延長する 現状の開館時間では、平日の仕事帰りに立ち寄ることは困難である。また、年末年始は休みの方が多いため、入場者を増やすチャンスでもある。 そのため、当初は試行でも良いので、開館時間の延長や年末年始の営業も検討することが望まれる。	平成18年度は、最も集客が見込まれる夏季にプラネタリウム上映会を開催し、併せて開館時間の延長を試行した。 試行の結果を踏まえて、平成19年度は、年末休館日を12月30日まで開館し、プラネタリウムを上映した。なお、企画展の開催期間中については、通常の開館日も開館し、実施している。
13	10 千葉県立現代産業科学館 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ②利用状況について	ウ. 研究活動の強化 研究活動において示された展示内容の向上策や利用者満足度の強化策、利用者数の増加策等について、その後どのように実行され、どのような効果があったかを追跡する仕組みを構築することが望まれる。また、研究成果はホームページや県報等で広く周知し、県民からの意見を積極的に取り入れることが望まれる。	新たに、全ての事業について事業実施報告書を作成し、個々の事業の成果やニーズ等について具体的な検証を行い、事業の見直しや改善、新規事業の企画・立案等に努めることとした。研究報告については、現代産業科学館ホームページで公開しているほか、メールマガジン等でも周知を図り、意見を聴取していく。

平成17年度包括外部監査

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

[現代産業科学館]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
14	<p>10 千葉県立現代産業科学館 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ②利用状況について</p>	<p>エ、広告・アンケートの積極的な活用比較の恵まれている立地をより積極的に活用することが望まれる。たとえば、隣接ショッピングモールに現代産業科学館への案内板を大きく掲示する、ショッピングモールや駅に割引券を設置する、ショッピングモールが本八幡駅から運行している無料バスに、現代科学館の広告も入れてもらう、等の方策が考えられる。 また、アンケート調査を入場者に加えて駅利用者やショッピングモール利用者に対しても行い、県民への周知度や要望をより幅広い視点から具体的にに取り込み、運営に反映させることが望まれる。</p>	<p>現代産業科学館への案内表示については、隣接ショッピングセンター敷地内4カ所の案内板に表示されていることを確認した。なお、ショッピングセンターの運営者と協議したところ、新たな案内板の設置、ショッピングセンター建物内の掲示板や無料シャトルバスへの広告等の掲示については、営業活動の一環として、テナントの営業広告等が主であることから、できないとの回答があった。 また、アンケート調査については、施設利用者アンケートのほか、各事業の実施の機会をとらえて、幅広く意見を聴取している。</p>
15	<p>10 千葉県立現代産業科学館 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑤人形劇団について</p>	<p>人形劇の上演については、比較的高い稼働率を維持しているものの、毎年度同様の演目ローテーションによっているため、リピーター発掘等の効果は期待しづらいと考えられる。 今後は、稼働率だけでなく、現代産業科学館の目玉の1つとして、親子連れ等の有料入場者数の増大にも貢献できるよう、リピーター発掘も考慮した演目の設定が望まれる。</p>	<p>人形劇の新たな演目の制作について、平成19年度に行ったところである。</p>
16	<p>10 千葉県立現代産業科学館 (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑥公用車について</p>	<p>クラウンワゴンの利用頻度が著しく低くなっている。現代産業科学館の担当者によると、クラウンワゴンを手放し必要時にはレンタカーを借りるといった対応の検討をしたことはない、とのことであった。 したがって、早急に、今後も2台の公用車を保有し続けることのコスト等を十分に検討することが望まれる。</p>	<p>クラウンワゴンについては、文化財課と協議の上、平成19年度に他の所属へ保管替えを行った。</p>

平成16年度包括外部監査

千葉県立病院（病院事業）の財務事務の執行と経営管理について

[千葉県病院局]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	1. 一般会計繰入金 (4) 政策医療と一般医療の区分について	各県立病院の収益および費用に関して、一定の基準による区分計算を行い、政策医療と一般医療を区別して繰入金を計算する必要がある。今後、入手可能なデータから合理的な基準を作成し、一般医療部分と政策医療部分を区分する必要がある。	繰入金については、総務省基準等に沿って、毎年度予算編成時に財政当局と調整して決定しているところであり、必要に応じて病院情報システムの導入等に伴って入手されるデータも考慮して見直ししていく。
2	2. 人件費関係 (3) 給料の調整額	給料の調整額は、その支給根拠に合理性を欠くものであり、支給対象の見直しまたは支給自体の廃止を含めて見直しを検討する必要がある。	平成18年度に見直しを行い、平成19年度から引き下げを実施しているところである。
3	2. 人件費関係 (4) 管理職員特別勤務手当の支給	管理職員特別勤務手当を支給することは、管理職に対する手当が過度に支給されていると考えられることから、その支給を見直す必要がある。	管理職手当の支給対象を大幅に縮小したところである。
4	2. 人件費関係 (5) 診療手当	診療手当は、その支給根拠に合理性を欠くものであり、廃止することが必要である。	診療手当については、医師確保の必要性の観点から検討した結果、引き続き支給する必要がある。
5	4. 在庫管理(薬剤・医療材料) (3) 在庫管理システムのマスター保守	多品種におよぶ薬品管理については、正確なマスターデータの維持が不可欠であり、各病院において更新する手間を省くため、在庫管理システムを統一することが望ましい。	平成19年度末に導入した「県立病院統一薬品管理システム」により、統一的な管理を行っている。なお、診療材料についても、平成19年度末に導入した「病院局医療材料等統合マスタ管理システム」により、マスタの統一管理を行っている。
6	6. 会計処理関係	退職手当に対する退職給与引当金、期末勤労手当に対する引当金、未収金の不納欠損に対する貸倒引当金を計上する必要がある。	退職給与引当金については、中期経営計画等の推進により収支が好転した場合には計上する。期末勤労手当・不納欠損に対する引当金については、現行の地方公営企業法施行規則の勘定科目表に定められていないので、当面は計上せず、今後、新病院会計準則等に即して会計方式を見直す際に再検討することとした。

平成16年度包括外部監査

千葉県立病院（病院事業）の財務事務の執行と経営管理について

[千葉県病院局]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
7	意見 1. 人事・給与関係 (1) 住居手当 (4) 期末手当算定の基礎額	住居手当については、支給の要否または支給対象の見直しが必要である。また、期末手当算定の基礎額に職務の難易度や業績に関する関係のない扶養手当支給額を含めるのは不適切であり、廃止を含めて見直す必要があると考える。	住居手当及び期末手当については、知事部局との均衡をはかる必要がある。
8	意見 1. 人事・給与関係 (2) 公舎の無償貸与及び賃料決定	公舎の貸与を有償で統一し、賃料の設定において近隣の賃料相場を十分に加味すること、及び公舎毎の利用状況を検討し、不要であれば売却等の処分を行うこと等により、公舎関連支出を減少させることができると考えられるため、早急な対策が望まれる。	平成19年7月に有料化を実施したところである。
9	意見 2. 契約事務 (2) 委託契約 ① 医療機器の保守料	医療機器購入時に一定の条件下で一定の年数の保守料を含めた総価方式による競争入札制度の導入を検討すべきと考える。	既に購入済みの機器の保守については、経営管理課での一括契約により、より安価での契約に向けて取組みを進めている。平成21年度購入機器より、総価方式による契約の導入を進める。
10	意見 4. 情報システム (1) システム投資効果 ④ システム投資に係る投資効果の管理－導入前後の定量的な効果管理	システム投資につき、その効果を収入の増加、費用低減等定量的に導入の前後において文書化し、管理者に報告することが必要である。また、情報システム投資の制度として事後評価制度を制定すべきである。	病院情報システムについては、18年度にがんセンタ－へ導入し、19年度末にこども病院及び循環器病センターへ導入した。これらの事後評価を20年度以降に行い、これを基に事後評価制度を制定する。
11	意見 4. 情報システム (3) データ連動による管理 ④ 財務会計システムと医事会計/オーダーリングシステムのデータ連動遅延	医事会計システムと財務会計システムとの連動について、システム投資時に予定したデータ連動を早期に実現すること、また可能な限りデータ連動を検討することにより、システム投資効果の最大化を図ることが必要である。	財務会計システムは7病院共通だが、医事会計システムは共通化されていない。このデータ連動について検討した結果、調定取納の事務が一部省力化され正確性が増すメリットがあるものの、病院ごとにシステム改修を検討～実施する必要があり、費用対効果を踏まえ、実施しないこととした。

平成16年度包括外部監査

千葉県立病院（病院事業）の財務事務の執行と経営管理について

[千葉県病院局]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
12	意見 4.情報システム ④バックアップデータの耐火金庫への保管、遠隔地(二重)保管 ⑤電算機室のガス消火器の未設置	費用対効果を考慮の上、バックアップを耐火金庫に保管すること、遠隔地(二重)に保管することが望ましい。サーバー及び電算機室の消火用にはガス消火器も設置することが望ましい。地震が発生した場合はサーバーが床に固定しないこと、他のサーバーが壁に衝突しサーバーが損傷するリスクがあるため、サーバーは床に固定することが必要である。	バックアップデータの保管のための耐火金庫は、救急・東金・佐原病院にあつては設置したが、他の病院にあつては、設置を検討中。ガス消火器は、酸欠状態を引き起こして消火を図るものであり、救急・ことども・循環器・東金・佐原病院で設置したところだが、他の病院にあつても導入していく。サーバーは原則として固定することとした。
13	提言 第10章 県立病院事業全体の見直しについて 3.「効率性」を重視した運営方法 (1)人材の弾力的活用	今後、民間病院をはじめとする黒字病院と同程度の人件費水準まで低減させるためには、非常勤職員・外部委託により提供する医療の品質を損なわない領域を見定めたく、積極的に非常勤職員化、外部委託化を推進していくことが必要である。	病院運営に当たっては、医療サービスの質的向上と経営効率を踏まえて非常勤化、外部委託化を取り入れていく必要がある。また、人材派遣については法律的な制約もあり、現行の委託対象業務の範囲について縮小する必要があるため、実態を踏まえて可能な限り効率化を図っていくことが必要であると考えている。
14	提言 第10章 県立病院事業全体の見直しについて 3.「効率性」を重視した運営方法 (2)勤務実績を反映させた評価・報酬制度の導入	賃金水準の引き下げの必要性と職務に対する経営改善への意欲・熱意を低減される危険性を考慮した場合に考えられる改善策としては、各職員の業績・熱意等の勤務、実績を評価した上で、支給額に反映させる制度を導入することが挙げられる。	医師の給与制度については、管理職手当の支給対象を大幅に縮小し、勤務実績に応じた給与体系に改めたところである。

平成16年度包括外部監査

千葉県立病院（病院事業）の財務事務の執行と経営管理について

[千葉県病院局]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
15	<p>提言 第10章 県立病院事業全体の見直しについて 3. 「効率性」を重視した運営方法 (3) 病院事務スタッフ人事の見直し</p>	<p>中長期的な病院経営の安定化を図るため、病院事務職員(特に管理職層)の人事ローテーションのあり方を見直し、長期にわたって病院の事務全般を取り仕切るスタッフの養成に力を入れるべきである。</p>	<p>経営マネジメントに秀でた人材を民間から公募し、平成19年4月から県立病院の事務局長(1名)に採用したところである。また併せて民間で医療事務に従事した経験を有する者2名を事務職員として採用し、未収金対策等の懸案課題の解決に取り組みでいるところである。なお、病院事務局職員の人事配置については県全体の人事異動の中で病院局として最適な人材が配置できよう努力しているところである。</p>
16	<p>提言 第10章 県立病院事業全体の見直しについて 3. 「効率性」を重視した運営方法 (4) 材料・設備の弾力的活用</p>	<p>既に薬剤については一括購入に取り組んでいますが、同様の取り組みを診療材料でも早期に検討することが望まれる。1業者に限定した預託方式も効果が期待できる。</p>	<p>平成19年度末に導入した「病院局医療材料等統合マスタ管理システム」を活用し、県立病院で採用されている診療材料について、同種同効品の絞り込みを行い、現在、シリンジ、X線フィルムや看護衣等で行っている共同購入の拡大を図っている。</p>
17	<p>提言 第10章 県立病院事業全体の見直しについて 4. 「効率性」実現に向けた運営体制オプション (1) 病院局による独立した事業総括管理の推進</p>	<p>地方公営企業法では、職員の身分は地方公務員であるものの、その任命は事業管理者が担い、また、給与についても「経営状況その他の事情等を考慮して、企業独自の給料表を定めることが可能」となっており、埼玉県と同様に、法により認められているこれらの権限を最大限活用することにより、「効率性」の側面を重視した運営方法を選択・実行することは可能と考える。</p>	<p>医師の給与制度については、管理職手当の支給対象を大幅に縮小し、勤務実績に応じた給与体系に改めてきたところである。</p>

平成16年度包括外部監査

千葉県立病院（病院事業）の財務事務の執行と経営管理について

[千葉県病院局]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
18	<p>提言 第10章 県立病院事業全体の見直しについて 4. 「効率性」実現に向けた運営体制オプション (3) 県立病院機能の他機関への委譲</p>	<p>救急医療センターにおいては、千葉市在住者が50%以上を占めており、また単独型救急センターであることによる非効率性も考慮すると、千葉市や他機関への機能委譲、統合化などを検討する必要がある。</p>	<p>千葉県保健医療計画における県立病院の担うべき役割を踏まえ、引き続き全県対心型の救命救急医療機能を果たしていく。</p>
19	<p>提言 第10章 県立病院事業全体の見直しについて 4. 「効率性」実現に向けた運営体制オプション (2) 病院経営自体のアウトソーシング化(県設民営化) (4) 地方独立行政法人への移行</p>	<p>病院経営そのものを行政から切り離し、経営全般を全てアウトソーシングするという手法も考えられる(その場合には、「質的」側面自体の所有権は県行政として有することにより、「質的」側面の医療提供を保障する)。現状の病院局収支状況は、非常に低迷している状況にあるため、即座に病院局全体で地方独立行政法人へと移行することは比較的に困難なものと思われる。その場合には、病院単体での地方独立行政法人への移行も認められるため、比較的高い収支水準にある精神科医療センターなどを先行して地方独立行政法人へと移行し、より自由度の高い人材登用や経営管理を進めることも検討すべきである。</p>	<p>平成20年11月の千葉県立病院将来構想検討会の報告では、将来の運営形態の方向について、 ① 県立病院の機能を一番発揮しやすい経営形態を幅広く検討し、今後の組織形態の適切な選択をすべきである ② その中でも、非公務員型の地方独立行政法人については、経営の各場面で、その効果が発揮できる効率的な経営形態の側面が多いので、移行を積極的に検討すべきである この報告を踏まえ、今後、課題等の整理を行い、経営形態の見直しについて、検討を進めていく。</p>

平成16年度包括外部監査

千葉県土地開発公社の財務事務の執行について

[千葉県土地開発公社]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	1 長期保有土地 銚子漁港土地造成事業	公社は県と協議の上、早急に償還を行い借入金の解消を図るべきである。	平成17及び18年度において約20億円償還し、債務残高約10億76百万円については平成19年8月に完済した。

平成13年度包括外部監査

千葉県道路公社の財務事務及び経営の管理について

[千葉県道路公社]

NO	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	<p>千葉県道路公社の決算の検討 (13) 道路公社の今後の財政状況をj見守る必要性</p>	<p>会社が手がける道路整備特別措置法に基づく有料道路事業は、今後無料開放が本格化するが、県からの出資金及び貸付金の全部又は一部の回収ができない有料道路もいくつか見込まれる。 勝浦及び房総スカイラインの各有料道路は積立不足から出資金として拠出済の額を差し引いた約70億円にも達する巨額の追加的な財政支出を覚悟する必要がある。</p>	<p>勝浦有料道路は、他路線の道路事業損失補てん引当金を充当する措置を講じるとともに、県から補助を受けた未償還金対策を行ない、出資金を返還し、平成20年4月に無料開放した。 また、房総スカイライン有料道路については、平成18年4月に鴨川有料道路とのプール制が導入されたことにより、料金値下げによる利用交通量の増加及び料金徴収期間の延長した増収策や、管理事務所を統合した経費削減の措置を講じた。 併せて、道路公社でも経営改善検討委員会を設置し、料金徴収業務の民間委託、同委託の複数年契約による経費の削減等に努めているところであり、今後とも更なる経営改善に努めていくこととしている。</p>

平成11年度包括外部監査

土地改良事業（県営ほ場整備事業）関連の事務の執行について

[農林水産部耕地課及び土地改良事務所]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	1. 経営ほ場整備事業の申請から採択までの手続 (2) ほ場整備の対象地区の認定	地区認定は、地形上の特性が考慮されていない事例が見受けられる。地域ごとと経済効果と投資額等に基づき十分な検討と受益者への十分な説明を行うべきである。	ほ場整備事業は、道路、水路、排水路、区画整理工事を総合的に整備し、換地を行う事業であり、事業完成後の施設の維持管理は整備地域全体で行うことになることから、特性の異なる地域ごととの検討は行わない。ただし、地形上等の特性のちがう地域を地区に含めようとする場合は、従前から、整備内容や地元負担等について十分な地元説明を行い受益者の合意形成を図るよう努めてきたところであり、これについては趣旨の一層の徹底を図った。
2	1. 経営ほ場整備事業の申請から採択までの手続 (3) ほ場整備事業を構成する個別工事における経済効果検討	個別工事ごと及び追加変更部分の効果と投資効果の比較は行われていない。機能や効用を評価し得る最小単位でコスト対効果を最大限にするような手法を採用することが必要である。	ほ場整備事業は、道路、水路、排水路、区画整理工事を一体的に整備することから、全体で効果を発揮するものであることから、個別工種ではなく事業全体で効果の検討を行ってきた。なお、各工種も経済的な実施に努めているが、平成12年5月以降開催された調査計画や事業実施担当者会議等において、工事のコスト削減について比較設計等を含め十分検討するよう更に徹底を図った。
3	3. ほ場整備事業の工事に関する手続 (3) 残事業費改定打合せ書と工事実態の相違	東条地区で将来行う暗渠排水工事の予算を水路工事等に流用した等、先行する工事に別枠予算を充当せざるを得ない状況を防ぐための点検機能、計画変更による事業費の確保等の基本原則の徹底や体制の整備が必要である。	指摘を受けた内容は、いずれも残事業費改訂等で認められた事業費枠の振り替えに係ることであり、割当予算を流用したことではない。なお、平成13年度から残事業費改訂の打合せに際し、新たな資料（計画変更調書）を追加し、事業量や事業費の変動及び残事業費改訂と現計画との整合性について確認等を行うこととした。

平成11年度包括外部監査
 土地改良事業（県営ほ場整備事業）関連の事務の執行について

[農林水産部耕地課及び土地改良事務所]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
4	3. ほ場整備事業の工事に関する 手続 (7) 発注等方法 ア 工区設定工夫	緊急性の高い地域を優先し、飛び飛びの地域が工区となる場合がある。隣接する工区をまとめて発注した方が効率的である。	工区の設定については、原則として隣接する地域の工事をまとめて発注することとしている。しかし、営農計画上の必要性や緊急性の高い工事、及び地域間の整備バランスの解消等を優先する場合は、離れた地域で工区設定し発注する場合もあり得る。なお、各工事とも経済的な実施に努めているが、工事のようコスト削減について比較設計を含め十分検討するよう平成12年度の土地改良事務所長会議、担当者会議等で趣旨の徹底を図った。
5	3. ほ場整備事業の工事に関する 手続 (7) 発注等方法 イ 工区の設定方法	工区を分けて発注しているが、複数工区を一括発注する等の手法も検討すべき。	工事発注規模は施工時期及び工期、工事の緊急性、予算の状況、工事の種類や内容により決定されるもので、各々が適正な規模であると考えている。なお、それぞれの事業や地区で事情は異なるが、より適正な発注規模での執行とコスト削減等に努めるよう平成12年度の土地改良事務所長会議、担当者会議等で趣旨の徹底を図った。

平成11年度包括外部監査

土地改良事業（県営ほ場整備事業）関連の事務の執行について

[農林水産部耕地課及び土地改良事務所]

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
6	5. その他 (4) 審査部門の設置	問題点の多くは、土地改良事務所が受益者の意向に左右されすぎた結果と思われる。こうした問題の解消のためには、現場部門の行動を審査検討する体制が望まれる。	土地改良事業の新規及び変更計画については、全ての地区について耕地課が国の採択基準等を基に審査を行い、国へのヒヤリングや採択申請等の一連の事務を行っている。また、事業の実施については、担当事務所において統一された設計基準や積算システムにより行っている。近年採択されたほ場整備事業では、工期短縮やコスト削減等の諸施策を進めていることにより、外部監査で指摘された事項が改善されている傾向にあり、監査報告書でもその旨認められている。よって、指摘をうけた問題の処理については、現体制の活用で対応していくほか、平成10年度から実施している再評価委員会等の第三者の意見を参考に、事業計画から完了まで、より一層の適切な執行に努めている。

平成11年度包括外部監査

千葉県立病院のうち佐原病院及び東金病院における経営管理の状況について

〔衛生部県立医療施設課、佐原病院、東金病院〕

No	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	1. 診療圏分析 (3) 医師等の供給状況	医師数と患者との最適化を図っていくことが、今後の病院運営を行うに当たり検討するべき課題である。（佐原・東金）	地域の医療ニーズの把握とそれに適合する医療提供体制の確保、経営戦略に基づき広報活動や他医療機関との差別化・連携（得意分野の伸長と不得意分野の補充）は、病院の経営管理上非常に重要であり、患者需要に応じた医師の配置となるよう努めているところである。
2	2. 病院の概要 (2) 各病院の医師数	両病院では、医師の構成において非常勤医師の構成比率が高い状況にある。標榜する診療科及び潜在患者数の動向を調査することにより、医師の確保・定着率向上の方策を考える必要があるとあり、これにより患者数の増加、収益の向上が図られるものと考えられる。（佐原・東金）	県保健医療計画に定められた県立病院の役割を的確に果たしていくため、診療体制の確保に努めており、全国的な医師不足の中、常勤医で不足するところは非常勤医により対応している。診療体制の充実については、患者や家族など地域住民から多数要望が寄せられており、今後、患者需要を十分踏まえた医師の配置となるよう努めていくこととしている。

平成11年度包括外部監査

社会部児童家庭課における補助金交付関連の事務の執行について

[社会部児童家庭課]

	事項名	指摘（意見）の内容	措置状況等
1	4. 民間社会福祉施設に関する台帳について	同一の施設に対して、複数の補助金が交付される場合があるがそれぞれ補助金について同じような資料を別々に徴収している。まとめて資料を徴収し県で台帳等を作成し、それぞれ補助金業務でそれを使用して補助金の算定をすることが望ましい。	指摘のあった補助金については、「民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助事業」を除き、平成15年度までに廃止されたため、別々に徴収することはなくなつた。